

横須賀市地域防災計画

風水害対策計画編

新旧対照表

令和3年11月10日現在

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の構成

1 横須賀市地域防災計画の全体構成

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議が策定する計画であり、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「都市災害対策計画」、「原子力災害対策計画」に区分し、4 編で構成している。

なお、災害対策基本法第 42 条の 2 の規定に基づき、地区居住者等からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、別に定める手続きにより必要と認められたものを、横須賀市地域防災計画に定めることとする。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横須賀市地域防災計画は、神奈川県地域防災計画、**横須賀市国土強靱化地域計画との整合性及び**災害対策基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画との関連性を有する。

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の構成

1 横須賀市地域防災計画の全体構成

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議が策定する計画であり、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「都市災害対策計画」、「原子力災害対策計画」に区分し、4 編で構成している。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横須賀市地域防災計画は、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画との**整合性**、関連性を有する。

第1部 総則

改訂素案

第2章 本市の概況

第2節 下水道施設の概況

2 ポンプ場

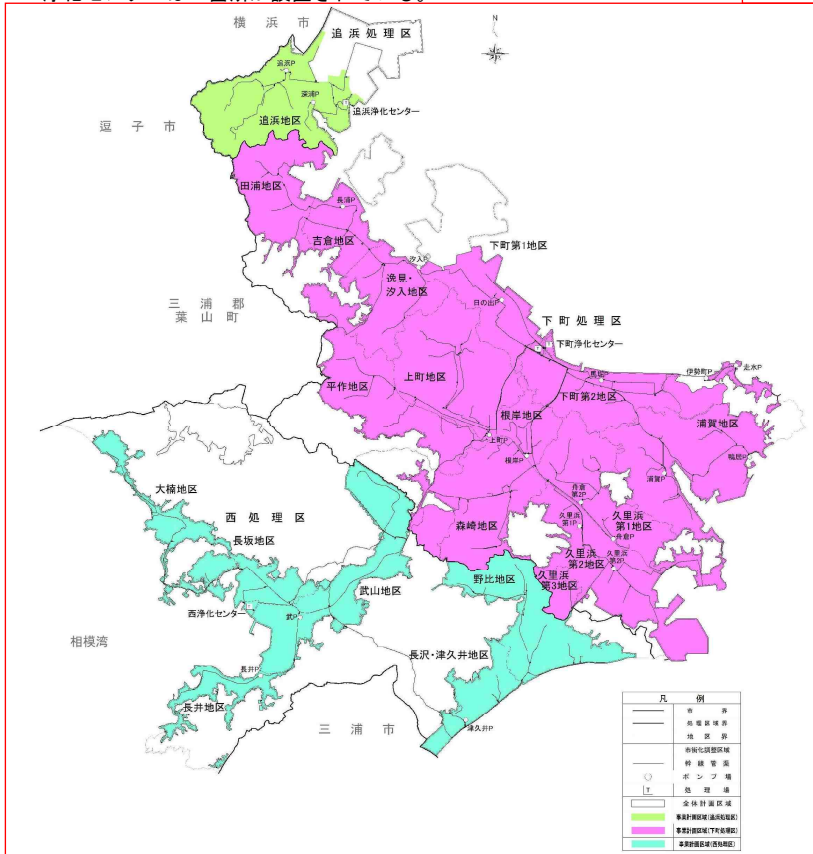
下水道は自然流下による排水を原則としているが、地形上これが困難な地区についてはポンプ場を19箇所設置している。

このうち、雨水排水を行うポンプ場は11箇所である。

3 浄化センター

浄化センターは3箇所が設置されている。

図の変更



凡例

—	市界
---	処理区域界
---	地区界
---	市街化調整区域
○	ポンプ場
■	浄化センター
■	雨水ポンプ場
■	汚水ポンプ場
■	合流ポンプ場

第1部 総則

現行

第2章 本市の概況

第2節 下水道施設の概況

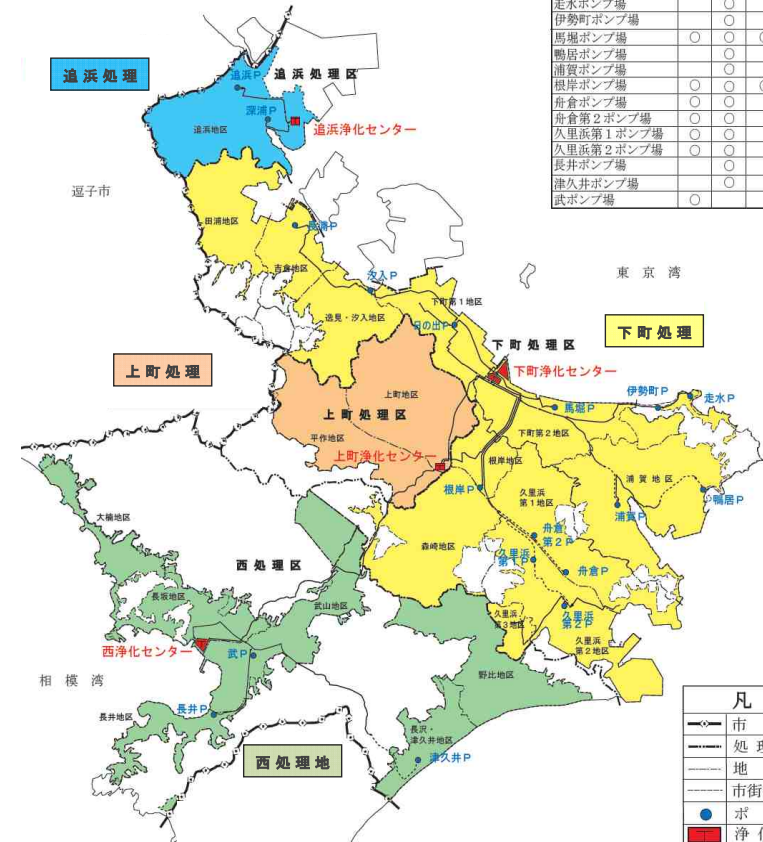
2 ポンプ場

下水道は自然流下による排水を原則としているが、地形上これが困難な地区についてはポンプ場を18箇所設置している。

このうち、雨水排水を行うポンプ場は10箇所である。

3 浄化センター

浄化センターは4箇所が設置されている。



ポンプ場名	雨水	汚水	合流
追浜ポンプ場	○	○	○
深浦ポンプ場		○	
長浦ポンプ場		○	
汐入ポンプ場	○	○	○
日の出ポンプ場	○	○	○
走水ポンプ場		○	
伊勢町ポンプ場		○	
馬場ポンプ場	○	○	○
鶴居ポンプ場		○	
浦賀ポンプ場		○	
根岸ポンプ場	○	○	○
舟倉ポンプ場		○	
舟倉第2ポンプ場		○	
久里浜第1ポンプ場		○	
久里浜第2ポンプ場		○	
長井ポンプ場		○	
津久井ポンプ場		○	
武ポンプ場	○		

凡例

—	市界
---	処理区域界
---	地区界
---	市街化調整区域
○	ポンプ場
■	浄化センター

第4章 降灰による被害の想定

第1節 想定する火山噴火

1 噴火による影響範囲

気象庁では、富士山の噴火警戒レベルを「1（活火山であることに留意）」としており（令和3年7月現在）、気象庁等において、監視・観測が行われているほか、関係市町から成る富士山火山防災対策協議会が設置され、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討が進められている。

また、富士山火山広域防災検討会において、神奈川県内は最大噴火の場合でも流下物による危険はないが、降下物の影響が及ぶ可能性がある第5次ゾーンの範囲に該当する。

ゾーン	範囲の考え方	
第1次ゾーン	天候・風向等にかかわらず、瞬時に降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。	
第2次ゾーン	天候・風向等にかかわらず、短時間（3時間以内）で降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。	
第3次ゾーン	天候・風向等にかかわらず、やや時間をおいて（3時間以上）流下物による危険の及ぶ可能性がある。	
第4次ゾーン	現状で想定される最大規模の噴火であれば、最終的に流下物による危険の及ぶ可能性がある。	
第5次ゾーン	現状で想定される最大規模の噴火でも、流下物による危険のおそれはないが、降下物による影響の及ぶ可能性がある。	
	降下物危険ゾーン	大量の火山灰等堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある。（ 大量の火山灰（降灰堆積厚約30cm以上）・火山れき等が降下している（またはそのおそれがある）範囲 ）
	降下物注意ゾーン	飛来する火山れき等により、屋外にいる人に危険が及ぶ可能性がある。（火山灰とともに直径数cmの火山れき等が降下している （またはそのおそれがある）範囲 ）

第4章 降灰による被害の想定

第1節 想定する火山噴火

1 噴火による影響範囲

気象庁では、富士山の噴火警戒レベルを「1（活火山であることに留意）」としており（平成29年8月現在）、気象庁等において、監視・観測が行われているほか、関係市町から成る富士山火山防災対策協議会が設置され、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討が進められている。

また、富士山火山広域防災検討会において、神奈川県内は最大噴火の場合でも流下物による危険はないが、降下物の影響が及ぶ可能性がある第5次ゾーンの範囲に該当する。

ゾーン	範囲の考え方	
第1次ゾーン	天候等にかかわらず、瞬時に降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある	
第2次ゾーン	天候・風向等にかかわらず、短時間（3時間以内）で降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある	
第3次ゾーン	天候・風向等にかかわらず、やや時間をおいて（3時間以上）流下物による危険の及ぶ可能性がある	
第4次ゾーン	現状で想定される最大規模の噴火であれば、最終的に流下物による危険の及ぶ可能性がある	
第5次ゾーン	現状で想定される最大規模の噴火でも、流下物による危険のおそれはないが、降下物による影響の及ぶ可能性がある	
	降下物危険ゾーン	大量の火山灰等の堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある 範囲（30cm以上の火山灰、火山れき等が降下する領域）
	降下物注意ゾーン	火山れき等により屋外の人に危険が及ぶ可能性がある 範囲（火山灰とともに直径数cmの火山れき等が降下する領域）

第5章 市民、自主防災組織、事業者の役割

風水害の被害を最小限に抑えるためには、市民、自主防災組織、事業者それぞれの防災力を高め、連携することが重要である。**それぞれ**が災害に対して適切な行動をとるための、日頃からの心構えや役割等は次のとおりである。

第1節 市民の役割

風水害は、市民の一人ひとりが正しい知識を持ち、普段からの備えと災害時の冷静な行動により被害を最小限に抑えることが可能である。

特に、台風接近や大雨が予測される場合には、事前から気象情報を入手し、自宅や自宅の周囲の状況に応じた身を守る行動をとることが大切である。

また、風雨が強い状況下での屋外を移動する避難行動（特に、夜間における行動）は、かえって危険が伴う場合があることを鑑み、土砂災害や浸水のおそれがある場合には、がけから離れた2階以上の階へ移るなど、自宅内での安全確保をすることや、台風の接近上陸によって自宅が暴風雨による被害を受けるおそれがある場合には、天候悪化前に自主的に避難を行うなど、状況に応じた行動が求められる。

更には、実際に避難が必要な局面では、地域での協力が不可欠であることから、日頃から地域で行われる防災訓練に参加するなど、風水害に対する防災力・対応力を高める必要があるとともに、共助（地域の助け合い）を大切にし、高齢者、障害者等の**要配慮者**を地域ぐるみで災害から守るように努めることも必要である。

第2節 自主防災組織の役割

地域の防災力を向上するには、地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的であるため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図る必要がある。

ついでに、**自主防災指導員が中心に自主防災訓練の実施や定期的な防災用資機材の点検を行うなど、自主防災組織の活動を充実させることが必要である。**

さらに、災害による犠牲者をより少なくするためにも、高齢者や障害者等の避難行動要支援者を地域ぐるみで守るように努めることも必要である。

第5章 市民、自主防災組織、事業者の役割

風水害の被害を最小限に抑えるためには、市民、自主防災組織、事業者それぞれの防災力を高め、連携することが重要である。

市民、自主防災組織、事業者が災害に対して適切な行動をとるための、日頃からの心構えや役割等は次のとおりである。

第1節 市民の役割

風水害は、市民の一人ひとりが正しい知識を持ち、普段からの備えと災害時の冷静な行動により被害を最小限に抑えることが可能である。

特に、台風接近や大雨が予測される場合には、事前から気象情報を入手し、自宅や自宅の周囲の状況に応じた身を守る行動をとることが大切である。

また、風雨が強い状況下での屋外を移動する避難行動（特に、夜間における行動）は、かえって危険が伴う場合があることを鑑み、土砂災害や浸水のおそれがある場合には、がけから離れた2階以上の階へ移るなど、自宅内での安全確保をすることや、台風の接近上陸によって自宅が暴風雨による被害を受けるおそれがある場合には、天候悪化前に自主的に避難を行うなど、状況に応じた行動が求められる。

更には、実際に避難が必要な局面では、地域での協力が不可欠であることから、日頃から地域で行われる防災訓練に参加するなど、風水害に対する防災力・対応力を高める必要があるとともに、共助（地域の助け合い）を大切にし、高齢者、障害者等の**避難行動要支援者**を地域ぐるみで災害から守るように努めることも必要である。

第2節 自主防災組織の役割

地域の防災力を向上するには、地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的である。

そのため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図る必要がある。

さらに、災害による犠牲者をより少なくするためにも、高齢者や障害者等の避難行動要支援者を地域ぐるみで守るように努めることも必要である。

第1部 総則

改訂素案

第6章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

第1節 本市が行うべき業務の大綱

横須賀市	1	横須賀市防災会議の事務
	2	防災組織体制の整備
	3	防災に関する調査研究、教育及び訓練
	4	災害教訓の伝承に関する啓発
	5	防災に必要な物資及び資機材の備蓄並びに整備
	6	消防活動、その他の応急措置
	7	情報の収集・伝達及び広報
	8	避難対策
	9	被災者に対する救助及び救護の実施
	10	保健衛生対策
	11	文教対策
	12	被害調査
	13	復旧対策
	14	その他の災害応急対策
	15	その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

1 指定地方行政機関

関東農政局 神奈川県拠点	1	農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
	2	応急用食料等の支援に関すること
	3	食品の需給・価格動向等に関すること
関東地方整備局 京浜港湾事務所	1	港湾施設及び海岸保全施設等の整備
	2	港湾施設、海岸保全施設等に係わる応急対策及び復旧対策の指導、協力
	3	港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策
	4	緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

第1部 総則

現行

第6章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

第1節 本市が行うべき業務の大綱

横須賀市	1	横須賀市防災会議の事務
	2	防災組織体制の整備
	3	防災に関する調査研究、教育及び訓練
	4	防災に必要な物資及び資機材の備蓄並びに整備
	5	消防活動、その他の応急措置
	6	情報の収集・伝達及び広報
	7	避難対策
	8	被災者に対する救助及び救護の実施
	9	保健衛生対策
	10	文教対策
	11	被害調査
	12	復旧対策
	13	その他の災害応急対策
	14	その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

1 指定地方行政機関

関東農政局 神奈川県支局	1	災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整
関東地方整備局 京浜港湾事務所	1	港湾施設及び海岸保全施設等の整備
	2	港湾施設、海岸保全施設等に係わる応急対策及び復旧対策の指導、協力
	3	港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策

第1部 総則

改訂素案

<p>第三管区 海上保安本部 横須賀海上保安部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模災害対策訓練の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 港湾の状況等の調査研究 4 船艇、航空機等による警報等の伝達 5 船艇、航空機等を活用した情報収集 6 活動体制の確立 7 船艇、航空機等による海難救助等 8 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救助物資等の緊急輸送 9 被災者に対する物資の無償貸与及び譲与 10 要請に基づき、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 排出油等の防除等 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
<p>東京管区気象台 横浜地方気象台</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
<p>国土地理院 関東地方測量部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

第1部 総則

現行

<p>第三管区 海上保安本部 横須賀海上保安部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模災害対策訓練の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓蒙 3 港湾の状況等の調査研究 4 船艇、航空機等による警報等の伝達 5 船艇、航空機等を活用した情報収集 6 活動体制の確立 7 船艇、航空機等による海難救助等 8 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救助物資等の緊急輸送 9 被災者に対する物資の無償貸与及び譲与 10 要請に基づき、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 排出油等の防除等 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
<p>東京管区気象台 横浜地方気象台</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の努力 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の努力
<p>新設</p>	

第1部 総則

改訂素案

2 指定公共機関

日本赤十字社 神奈川県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務
東日本高速道路㈱ 関東支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の耐震整備 2 道路の保全 3 道路の災害復旧 4 災害時における緊急交通路の確保
東京ガス㈱	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の災害予防措置 2 災害発生時の応急対策
日本通運㈱ 横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
日本郵便㈱ (横須賀郵便局) (田浦郵便局) (久里浜郵便局) ㈱ゆうちょ銀行 横須賀支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便物の送達の確保 2 救援物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災者の救護を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 6 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

3 指定地方公共機関

(一社) 神奈川県 トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
(公社) 神奈川県 LPガス協会 横須賀・三浦支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

第1部 総則

現行

2 指定公共機関

日本赤十字社 神奈川県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付及び配分 5 その他災害救護に必要な業務
東日本高速道路㈱ 関東支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の耐震整備 2 災害時の応急復旧 3 道路の災害復旧
東京ガス㈱ 神奈川県 横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の災害予防措置 2 災害発生時の応急対策
日本通運㈱ 横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送 2 災害時の応急輸送対策
日本郵便㈱ (横須賀郵便局) (田浦郵便局) (久里浜郵便局) ㈱ゆうちょ銀行 横須賀支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害時における郵政事業の運行確保 2 救援物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 3 災害時における郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 郵便振替による被災者救助のための寄附金送金の無料扱い 5 為替貯金及び簡易保険の非常取扱 6 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資

3 指定地方公共機関

一般社団法人 神奈川県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
公益社団法人 神奈川県LPガス協会 横須賀・三浦支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

第1部 総則

改訂素案

4 神奈川県

神奈川県	1 防災組織の整備
	2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
	3 防災知識の普及及び教育
	4 災害教訓の伝承に関する啓発
	5 防災訓練の実施
	6 防災施設の整備
	7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
	8 地震に関する情報の収集、伝達及び広報
	9 緊急輸送の確保
	10 交通規制、その他の社会秩序の維持
	11 保健衛生
	12 文教対策
	13 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
	14 災害救助法に基づく被災者の救助及び資源配分の連絡調整
	15 被災施設の復旧
	16 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

6 自衛隊

自衛隊 (陸上自衛隊東部 方面混成団・通信学校) (海上自衛隊横須賀 地方総監部)	1 防災関係資料の基礎調査
	2 自衛隊災害派遣計画の作成
	3 横須賀市地域防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施
	4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
	5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第1部 総則

現行

4 神奈川県

神奈川県	1 防災組織の整備
	2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
	3 防災知識の普及及び教育
	4 防災訓練の実施
	5 防災施設の整備
	6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
	7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
	8 緊急輸送の確保
	9 交通規制、その他の社会秩序の維持
	10 保健衛生
	11 文教対策
	12 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
	13 災害救助法に基づく被災者の救助
	14 被災施設の復旧
	15 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

6 自衛隊

自衛隊 (陸上自衛隊 第31普通科連隊) (海上自衛隊横須賀 地方総監部)	1 防災関係資料の基礎調査
	2 自衛隊災害派遣計画の作成
	3 横須賀市地域防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施
	4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
	5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第1部 総則

改訂素案

7 消防団

消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火活動及び救助活動の実施 2 地域住民の避難誘導の実施 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握
-----	--

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施
農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっ旋 4 被災農家に対する融資のあっ旋
産業経済団体 (横須賀商工会議所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

第1部 総則

現行

7 消防団

消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火活動 2 救助活動及び応急救護活動 3 地域住民の避難誘導の実施 4 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握
-----	---

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練 2 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施
農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋 4 被災農家に対する融資のあっ旋
産業団体 (横須賀商工会議所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

第2部 災害予防計画

改訂素案

第1章 風水害に対する災害予防対策

第2節 気象警報及び注意報等

1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準

(1) 特別警報

区分	種類	発表基準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 【警戒レベル5相当】	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合 【警戒レベル4相当】
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 警報・注意報

区分	種類	発表基準		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準：20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準：90 【警戒レベル3相当】	
	洪水	流域雨量指数基準：平作川流域＝15.6【警戒レベル3相当】		
	暴風	平均風速 25m/秒		
	暴風雪	平均風速 25m/秒で雪を伴う		
	大雪	12時間降雪の深さ 10cm		
	波浪	東京湾側	3.0m	相模湾側 5.0m
		高潮	東京湾側 1.7m	相模湾側 1.2m 【警戒レベル4相当】

第2部 災害予防計画

現行

第1章 風水害に対する災害予防対策

第2節 気象警報及び注意報等

1 警報及び注意報の種類と発表基準

大雨警報などの気象警報・注意報は、原則として個別の市町村を対象として発表される。
なお、横浜地方気象台が本市を対象に発表する警報及び注意報の発表基準は次のとおり。

区分	種類	発表基準		
警報	大雨	表面雨量指数基準：20、土壌雨量指数基準：90		
	洪水	流域雨量指数基準：平作川流域＝13.6		
	暴風	平均風速 25m/秒		
	暴風雪	平均風速 25m/秒で雪を伴う		
	大雪	12時間降雪の深さ 10cm		
	波浪	東京湾側	3.0m	相模湾側 5.0m
		高潮	東京湾側 1.7m	相模湾側 1.2m

第2部 災害予防計画

改訂素案

区分	種類	発表基準	
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準：14 土壌雨量指数基準：54 【警戒レベル2】	
	洪水	流域雨量指数基準：平作川流域=12.4 【警戒レベル2】	
	強風	平均風速 12m/秒	
	風雪	平均風速 12m/秒 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	東京湾側 1.5m	相模湾側 2.5m
	高潮	東京湾側 1.5m	相模湾側 1.0m 【警戒レベル3相当又は警戒レベル2】
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。	
	濃霧	視程が陸上 100m、海上で 500m	
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 55%以下	
	なだれ	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。	
	低温	最低気温が、夏期は 16℃以下が数日継続、冬期は -5℃以下	
	霜	最低気温が 4℃以下 発表時期は原則として 4月1日～5月20日	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報 (※)	1時間雨量 100mm		

(※) 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。

第2部 災害予防計画

現行

区分	種類	発表基準	
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準：14、土壌雨量指数基準：54	
	洪水	流域雨量指数基準：平作川流域=10.8	
	強風	平均風速 12m/秒	
	風雪	平均風速 12m/秒 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	東京湾側 1.5m	相模湾側 2.5m
	高潮	東京湾側 1.5m	相模湾側 1.0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない	
	濃霧	視程が陸上 100m、海上で 500m	
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 55%以下	
	なだれ	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない	
	低温	最低気温が、夏期は 16℃以下が数日継続、冬期は -5℃以下	
	霜	4月1日～5月20日において最低気温が 4℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm		
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮について、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合		

第2部 災害予防計画

改訂素案

2 その他の注意情報等

種 類	発表基準
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(神奈川県)で発表される。 【警戒レベル1(大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合)】
全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報	全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報(関東甲信地方気象情報)」、各都府県を対象とした「府県気象情報(神奈川県気象情報)」がある。気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 警戒レベル4相当以上の状況で、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっており、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当する。 土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できる。 【警戒レベル4相当】

第2部 災害予防計画

現 行

2 その他の注意情報等

種 類	発表基準
新設	
新設	
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する。

第2部 災害予防計画

改訂素案

種類	発表基準
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>【色が持つ意味と相当する警戒レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「極めて危険」（濃い紫）：－ ※ ・「非常に危険」（うす紫）：【警戒レベル4相当】 ・「警戒」（赤）：【警戒レベル3相当】 ・「注意」（黄）：【警戒レベル2相当】 <p>※警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>【色が持つ意味と相当する警戒レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「極めて危険」（濃い紫）：－ ※ ・「非常に危険」（うす紫）：【警戒レベル4相当】 ・「警戒」（赤）：【警戒レベル3相当】 ・「注意」（黄）：【警戒レベル2相当】 <p>※警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>

第2部 災害予防計画

現 行

種類	発表基準
土砂災害警戒判定メッシュ情報	<p>土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km四方の領域毎に、2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いて気象庁がホームページで表示する。</p>
新設	
新設	

第2部 災害予防計画

改訂素案

種類	発表基準
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第2部 災害予防計画

現行

種類	発表基準
新設	
竜巻注意情報	気象庁が、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に発表する。

3 警報及び注意報の発表地域の細分

気象警報、注意報の発表に用いる区域は、市町村を原則とする。

神奈川県	一次細分区分	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
	東部	横浜・川崎	
湘南			茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
三浦半島			横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
西部	相模原		相模原市
	県央		秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
	足柄上		南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
	西湘		小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(1) 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。

(2) 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域。市町村（東京特別区は区）を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

(3) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

3 新設

4 警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベルと状況	行動を市民に促す情報	警戒レベル相当情報		
		洪水に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
【警戒レベル5】 災害発生又は切迫	緊急安全確保	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生 情報
【警戒レベル4】 災害のおそれ高い	避難指示	洪水キキクル (※2) 危険度分布： うす紫(非常に 危険)	土砂キキクル (※2) 危険度分布： うす紫(非常に 危険) 土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
【警戒レベル3】 災害のおそれあり	高齢者等避難	洪水警報 洪水キキクル (※2) 危険度分布： 赤(警戒)	大雨警報 (土砂災害) 土砂キキクル (※2) 危険度分布： 赤(警戒)	高潮警報に切 り替える可能 性に言及する 高潮注意報
【警戒レベル2】 気象状況悪化	洪水、大雨、 高潮注意報	洪水キキクル (※2) 危険度分布： 黄(注意)	土砂キキクル (※2) 危険度分布： 黄(注意)	
【警戒レベル1】 今後気象状況悪化 のおそれ	早期注意情報			

(※1) 警戒レベル相当情報が気象庁などから発表されても、同時に同じ警戒レベルの避難情報を市が発令するとは限らない。避難情報は、「第3部 第5章 避難対策」にあるとおり、時間帯や気象状況等を考慮しながら総合的に判断して発令する。

(※2) 洪水キキクル：洪水警報の危険度分布
土砂キキクル：大雨警報(土砂災害)の危険度分布

4 新設

第2部 災害予防計画

改訂素案

第3節 噴火警報等

1 噴火警報等の種類と発表基準

(1) 噴火警報・予報

区分	内容
噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は、火山現象特別警報に位置付けられる。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表される。

第2部 災害予防計画

現行

第3節 噴火警報等

1 噴火警報等の種類と発表基準

(1) 噴火警報・予報

区分	内容
噴火警報	居住地域や火口周辺に重大な影響をおよぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表される。 なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけられる。
噴火予報	火山活動が静穏な状態が予想される場合に発表される。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表される。

第2部 災害予防計画

改訂素案

(2) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分される。

なお、レベル4以上の噴火警報は、「特別警報」に位置付けられている。

種別	名称【略称】	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

第2部 災害予防計画

現 行

(2) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分される。

なお、レベル4以上の噴火警報は、「特別警報」に位置付けられている。

種別	名称【略称】	対象範囲	警戒レベル	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想(可能性が高まっている)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

第2部 災害予防計画

改訂素案

2 火山現象に関する情報

情報等の種類	内 容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項等について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項等を詳細にとりまとめた資料	毎月上旬及び必要に応じ適時発表

第2部 災害予防計画

現 行

2 火山現象に関する情報

情報等の種類	内 容	発表時期
新設		
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況等を取りまとめたもの	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめた資料	定期的または必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動を取りまとめたもの	毎週金曜日

第2部 災害予防計画

改訂素案

第2章 風水害に強いまちづくりの推進

第2節 河川洪水の予防

3 重要水防区域（河川）及び箇所指定

県は神奈川県水防計画（以下「県水防計画」という。）に基づき、大雨等の風水害時において、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所（二級河川）として、重要水防区域及び重要水防箇所を次のとおり指定する。

河川名	場所及び地先名	種別	延長等
平作川	久比里2丁目	陸間 (りっこう)	1箇所
	衣笠栄町2丁目～ 衣笠栄町3丁目	堤防高	200m
	衣笠栄町2丁目	堤防高	200m
	衣笠栄町3丁目	堤防高	100m

4 水防警報を行う河川

水防法第16条第1項に基づき、神奈川県が水防警報を行う河川（二級河川）を県水防計画に定める。

河川名	区域概要
平作川	衣笠栄町3丁目 JR 橋梁から海まで
鷹取川	神応橋から海まで
竹川	左岸：武3-329-1地先、右岸：武3-319-2地先に設置した標柱から松越川合流点まで
松越川	左岸：長坂2-16-2地先、右岸：佐島773-3地先に設置した標柱から海まで

第2部 災害予防計画

現行

第2章 風水害に強いまちづくりの推進

第2節 河川洪水の予防

3 重要水防区域（河川）及び箇所指定

県は、大雨等の風水害時において、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所（二級河川）として、重要水防区域及び重要水防箇所を次のとおり指定する。

河川名	場所及び地先名	種別	延長等
鷹取川	夏島町	堤防高	100m
	夏島町	堤防高	160m
平作川	久比里2丁目	陸こう	1箇所
	衣笠栄町2丁目～ 衣笠栄町3丁目	堤防高	200m
	衣笠栄町2丁目	堤防高	200m
	衣笠栄町3丁目	堤防高	100m

4 水防警報を行う河川

水防法第16条第1項に基づき、神奈川県が水防警報を行う河川（二級河川）は次のとおり。

河川名	区域概要
鷹取川	神応橋から海まで
平作川	衣笠栄町3丁目 JR 橋梁から海まで
松越川	左岸：長坂2-16-2地先、右岸：佐島773-3地先に設置した標柱から海まで
竹川	左岸：武3-329-1地先、右岸：武3-319-2地先に設置した標柱から松越川合流点まで

5 水位周知河川における水位到達情報

県は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【D】に達したときは、水防管理者に通知するとともに、これを一般に周知するものとする。併せて、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知にかかる事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおり。

種類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位【C】に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【D】に到達したとき

6 氾濫危険水位等の指定

(1) 氾濫危険水位等の指定

県は、二級河川の各水位観測地点における、住民避難や水防活動の目安となる、水防団待機水位【A】、氾濫注意水位（警戒水位）【B】、避難判断水位【C】、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【D】を指定する。

(2) 河川の水位基準

区分	概要
水防団待機水位【A】 (通報水位)	水防団が出動するために待機する水位
氾濫注意水位【B】 (警戒水位)	水防団が出動する目安となる水位
避難判断水位【C】	高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫危険水位【D】 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいい、避難指示の発令判断の目安となる水位

(3) 水位観測所名及び洪水氾濫危険水位等一覧表

河川名	水位観測所名	水防団待機水位【A】 (通報水位)	氾濫注意水位【B】 (警戒水位)	避難判断水位【C】	氾濫危険水位【D】 (洪水特別警戒水位)
平作川	根岸歩道橋	1.65m	2.50m	2.60m	3.10m
鷹取川	神応橋	1.20m	1.40m	1.55m	1.60m
竹川	大橋	0.50m	1.80m	2.00m	3.00m
松越川	新佐島橋	0.75m	1.45m	1.90m	2.35m

5 新設

5 氾濫危険水位等の指定

(1) 氾濫危険水位等の指定

県は、二級河川の各水位観測地点における、住民避難や水防活動の目安となる、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位を指定する。

(2) 河川の水位基準

区分	概要
水防団待機水位 (通報水位)	水防団が出動するために待機する水位
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団が出動する目安となる水位
避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいい、避難勧告等の発令判断の目安となる水位

(3) 新設

第2部 災害予防計画

改訂素案

第3節 内水氾濫の予防

4 削除

第4節 高潮災害の予防

2 防潮扉等の維持管理

県は、市内にある県管理の防潮扉の維持管理を適正に行う。

4 水防警報を行う海岸

水防法第16条第1項に基づき、県が水防警報を行う海岸は次のとおりである。

海岸名 地区海岸名	区 域
横須賀三浦海岸 長浜地区	横須賀市長井町字長浜 3,882 番地先に設置した標柱から 三浦市初声町和田字赤谷 3,522-12 番地に設置した標柱まで
横須賀海岸 長井地区	横須賀市長井町字大木根 1,169 番地先に設置した標柱から 横須賀市長井町字岡崎 9 番地先に設置した標柱まで
横須賀海岸 秋谷地区	横須賀市秋谷字海老田 4,282 番地先に設置した標柱から 横須賀市秋谷字後 321 番地先に設置した標柱まで
横須賀海岸 大崩浜田地区	横須賀市秋谷字大崩 5,594 番地先に設置した標柱から 横須賀市秋谷字浜田 5,295 番地先に設置した標柱まで

第2部 災害予防計画

現 行

第3節 内水氾濫の予防

4 内水ハザードマップの整備

上下水道局は、下水道の雨水排水能力を超える降雨により、雨を河川等の公共の水域に放流できない場合に発生する浸水の予想区域、浸水に対する事前の備え、避難所などの情報を示した内水ハザードマップを公表する。

第4節 高潮災害の予防

2 防潮扉等の維持管理

県は、市内にある県管理の防潮扉の維持管理を適正に行う。

また、土木部は、風水害発生時において迅速に防潮扉閉鎖状況について、協力団体との連絡体制の確認を行う。

4 水防警報を行う海岸

水防法第16条第1項に基づき、神奈川県が水防警報を行う海岸は次のとおり。

海岸名 地区海岸名 (地先海岸名)	区 域
横須賀海岸 長井・初声地区(長浜)	横須賀市長井町字長浜 3,882 番地先に設置した標柱から 三浦市初声町和田字赤谷 3,522-12 番地に設置した標柱まで
横須賀海岸 長井地区	横須賀市長井町字大木根 1,169 番地先に設置した標柱から 横須賀市長井町字岡崎 9 番地先に設置した標柱まで
横須賀海岸 秋谷地区(海老田・後)	横須賀市秋谷字海老田 4,282 番地先に設置した標柱から 横須賀市秋谷字後 321 番地先に設置した標柱まで
横須賀海岸 秋谷地区(大崩・浜田)	横須賀市秋谷字大崩 5,594 番地先に設置した標柱から 横須賀市秋谷字浜田 5,295 番地先に設置した標柱まで

5 水位周知海岸における水位到達情報

県は、知事が指定した海岸について、水位が高潮特別警戒水位に達したときは、水防管理者に通知するとともに、これを一般に周知するものとする。併せて、避難のための指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知にかかる事項を通知するものとする。

また、県は、高潮特別警戒水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（高潮氾濫発生情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

種類	発表基準
高潮氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到した場合、または高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫したものと推測される場合（ただし、高潮特別警戒水位に達した場合でも、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されない場合は除く）
高潮氾濫発生情報解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合

6 高潮特別警戒水位の指定

(1) 高潮特別警戒水位の指定

県は、水位周知海岸の水位観測所における、住民避難や水防活動の目安となる、高潮特別警戒水位を指定する。

5 新設

6 新設

(1) 新設

(2) 水位観測所名及び高潮特別警戒水位等一覧表

海岸名	水位観測所名	高潮特別警戒水位	区域
横浜港南部	横須賀	T.P. 1.40m	横浜港海岸 根岸湾周辺地区、金沢地区、平潟湾周辺地区、 横須賀港海岸 追浜地区 堀割川、宮川、侍従川、鷹取川
横須賀港北部	横須賀	T.P. 1.70m	横須賀港海岸 追浜地区、深浦地区、長浦地区、本港地区、 新港地区、平成地区、大津・馬堀地区、 走水地区、観音崎地区 鷹取川
横須賀港南部	横須賀	T.P. 1.80m	横須賀港海岸 鴨居地区、浦賀地区、久里浜地区、野比地区 平作川
金田湾	横須賀	T.P. 1.50m	北下浦漁港地区 長沢地区、津久井地区
相模灘東部	油壺	T.P. 1.10m	横須賀三浦海岸 横須賀海岸 竹川・松越川

※T.P. (Tokyo Peil) …東京湾平均海面。日本の標高の基準となる海水面の高さ。
よって、「T.P.1.10m」は、東京湾平均海面より1.1メートル
高い海面を意味する。

(2) 新設

第5節 土砂災害の予防

1 ハード対策の推進

土砂災害を防止するため、県による急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域の指定による土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、危険ながけや擁壁の安全管理の助言をし、個人が行うがけ崩れ対策工事を促進する。

(3) がけの改善事業

事業等の名称		対象の概要	内 容
県の事業	急傾斜地崩壊対策事業	○角度30度以上、高さ5m以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住家が5戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施
市の事業	既成宅地防災工事等助成事業	○角度30度以上、高さ2m以上の自然がけ又は防災工事済みであるが変状が著しいがけ ○がけの上又は下に住居がある	個人が行う既成宅地のがけ崩れ防止のための防災工事の助成を行うとともに、工事費の市内の銀行、信用金庫等からの融資を紹介する。

3 その他の対策

(3) 安全管理の啓発等

また、毎年土砂災害防止パトロールを実施するほか、市民からの情報に基づき調査を行い、必要に応じて改善工事の助言を行う。

第5節 土砂災害の予防

1 ハード対策の推進

土砂災害を防止するため、県による急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域の指定による土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、危険ながけや擁壁の点検、安全管理の指導、個人が行うがけ崩れ対策工事を促進する。

(3) がけの改善事業

事業等の名称		対象の概要	内 容
県の事業	急傾斜地崩壊対策事業	○高さ5mを超える自然がけ ○崩壊により被害を受ける住家が5戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施
市の事業	既成宅地防災工事等助成事業	○高さ2m以上のがけ ○角度30度以上の自然がけ又は防災工事済みであるが変状が著しいがけ ○がけの上又は下に住居がある	個人が行う既成宅地のがけ崩れ防止のための防災工事の助成を行うとともに、工事費の市内の銀行、信用金庫等からの融資を紹介する。

3 その他の対策

(3) 安全管理の指導

また、毎年土砂災害防止パトロールを実施するほか、市民からの情報に基づき調査を行い、必要に応じて改善工事の指導を行う。

第7節 ライフライン施設の強化

1 水道施設の対策

風水害時における水道施設の安全対策を次のとおり実施する。

項目	概要
施設の適切な維持管理	風水害に対して安全な構造となるよう、必要な防護施設の整備を行う。
対応体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えた各種計画の向上 ○職員の被災時対応能力の強化 ○他都市、民間企業との連携強化

2 下水道施設の対策

風水害時における生活環境保全のための対策を実施する。

項目	概要
対応体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えた各種計画の向上 ○職員の被災時対応能力の強化 ○他都市、民間企業との連携強化

3 その他ライフライン施設の対策

電気、ガス、電話・通信施設等のライフラインは、市民生活及び施設の機能維持に欠かすことのできないものであることから、風水害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の多重化や耐水化、代替設備の整備などの対策を実施する。

第7節 ライフライン施設の強化

1 水道施設の対策

風水害時における水道施設の安全対策を次のとおり実施する。

項目	概要
自家発電設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な水道施設への自家発電装置の設置 ○定期的な試運転の実施
施設の適切な維持管理	風水害に対して安全な構造となるよう、必要な防護施設の整備を行う。
対応体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害二輪調査隊の編成 ○緊急時における職員の出動体制の計画化

2 下水道施設の対策

風水害時における生活環境保全のための対策を実施する。

項目	概要
資機材、人員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○風水害時に備え、緊急用資機材を備蓄する。 ○資機材や人員が不足する場合を考慮して、平常時から業界団体等と協定を締結するなど、非常時の応援体制の整備を図る。

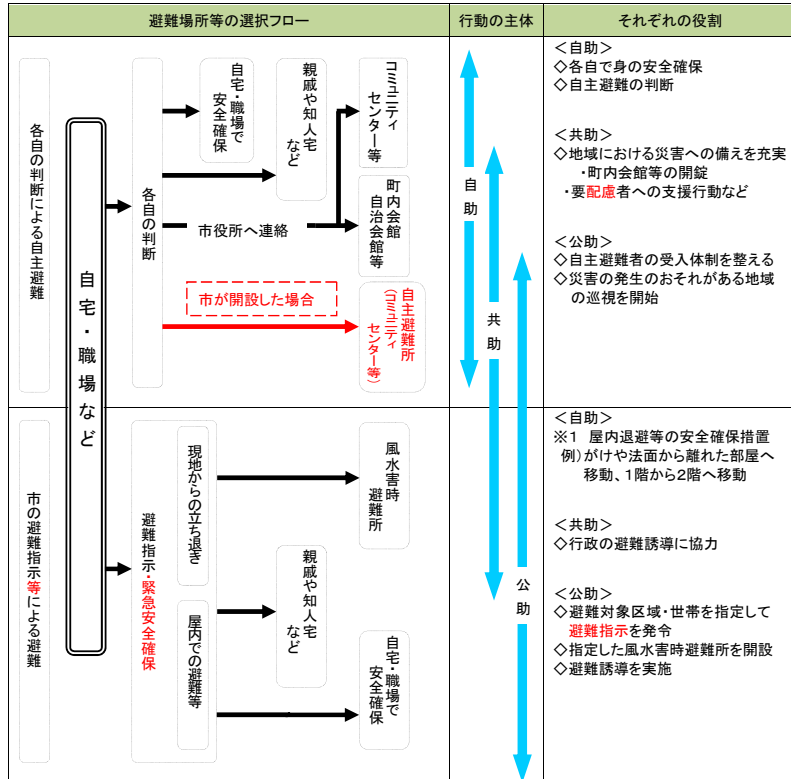
3 その他ライフライン施設の対策

電気、ガス、水道、電話・通信施設等のライフラインは、市民生活及び施設の機能維持に欠かすことのできないものであることから、風水害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の多重化や耐水化、代替設備の整備などの対策を実施する。

第4章 避難体制の整備

第1節 風水害時の避難

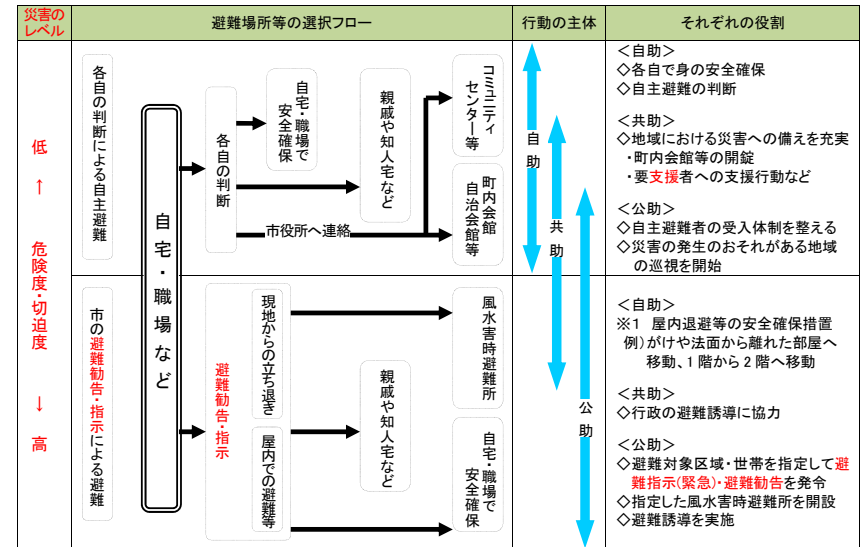
風水害時における避難体系



第4章 避難体制の整備

第1節 風水害時の避難

風水害時における避難体系



第2節 風水害時避難所等

風水害時避難所とは、大雨や台風などの風水害により自宅が被害を受ける、又は被害を受ける危険度が高まった場合など、避難が必要となった方が一時的に避難する施設である。

1 風水害時避難所の指定及び指定解除

危機管理課は、浸水や土砂災害からの安全性を考慮して風水害時避難所を指定する。

また、指定した施設に変更があった場合や浸水想定区域などの警戒を要する区域指定があった場合は、必要に応じて風水害時避難所指定の解除を実施する。

項目	概要
風水害時避難所の選定基準（概要）	風水害時避難所として選定するには、原則として、次の各項に掲げる要素を満たしていることを要する。 ただし、従前から応急避難所（風水害）として選定されていた施設に限り、地域状況を鑑みて、必要と認める施設にあっては、以下の基準に関わらず選定することができる。
	<p>1 施設の要素</p> <p>(1) 避難者を収容するスペースとして合計 40 m²以上の床面積を有すること。 (避難者 1人あたりの占有面積を 2 m²として、20人以上収容)</p> <p>(2) 固定電話を有すること。</p> <p>(3) 主たる施設管理者や鍵の管理者が定められており、無人の時間帯にあって市からの連絡に応じて施設を開放することができること。</p> <p>2 立地的要素</p> <p>(1) 建物が各種浸水想定区域外であること。</p> <p>(2) 建物が土砂災害特別警戒区域外であること。</p> <p>(3) 建物が土砂災害警戒区域内にある場合は、下記項目を満たしていること。</p> <p>① 高さ 5m 以上かつ傾斜角 30 度以上の自然がけ（土砂の崩落を防止する工事が施工されていないもの。）の下端に面している場合は、下記項目に示すような、土砂の崩落から避難者を一時的に守るために有効な構造等を有していること。</p> <p>ア 斜面との間に他の建物や河川などの構造物があり、土砂崩落の影響を直接受けることが少ない立地であること。</p> <p>イ 建物が鉄筋（鉄骨）コンクリート造であること。</p> <p>ウ 土砂崩落に対して有効な防護壁が整備されていること。</p> <p>② 他の避難所へ移動する場合の主たる経路が土砂災害特別警戒区域を通過せず、車や徒歩により容易に移動できること。</p>

第2節 風水害時避難所

風水害時避難所とは、大雨や台風などの風水害により自宅が被害を受ける、又は被害を受ける危険度が高まった場合など、避難が必要となった方が一時的に避難する施設である。

1 風水害時避難所の指定及び指定解除

市長室は、浸水や土砂災害からの安全性を考慮して風水害時避難所を指定する。

また、指定した施設に変更があった場合や浸水想定区域などの警戒を要する区域指定があった場合は、必要に応じて風水害時避難所指定の解除を実施する。

項目	概要
風水害時避難所の選定基準（概要）	風水害時避難所として選定するには、原則として、次の各項に掲げる要素を満たしていることを要する。 ただし、従前から応急避難所（風水害）として選定されていた施設については、立地的要素のみを勘案するものとする。
	<p>なお、土砂災害警戒区域が未指定の地域においては、急傾斜地崩壊危険箇所を土砂災害警戒区域とみなすこととする。</p> <p>1 施設の要素</p> <p>(1) 避難者を収容するスペースとして合計 40 m²以上の床面積を有すること。 (避難者 1人あたりの占有面積を 2 m²として、20人以上収容)</p> <p>(2) 固定電話を有すること。</p> <p>(3) 主たる施設管理者や鍵の管理者が定められており、無人の時間帯にあって市からの連絡に応じて施設を開放することができること。</p> <p>2 立地的要素</p> <p>(1) 建物が各種浸水想定区域外であること。</p> <p>(2) 建物が土砂災害特別警戒区域外であること。</p> <p>(3) 建物が土砂災害警戒区域内にある場合は、下記項目を満たしていること。</p> <p>ただし、学校施設（校舎・体育館）は除く。</p> <p>① 高さ 5m 以上かつ傾斜角 30 度以上の自然がけ（土砂の崩落を防止する工事が施工されていないもの。）の下端に面している場合は、下記項目に示すような、土砂の崩落から避難者を一時的に守るために有効な構造等を有していること。</p> <p>ア 斜面との間に他の建物や河川などの構造物があり、土砂崩落の影響を直接受けることが少ない立地であること。</p> <p>イ 建物が鉄筋（鉄骨）コンクリート造であること。</p> <p>ウ 土砂崩落に対して有効な防護壁が整備されていること。</p> <p>② 他の避難所へ移動する場合の主たる経路が土砂災害特別警戒区域を通過せず、車や徒歩により容易に移動できること。</p>

3 自主避難所の開設

危機管理課は、風水害時に自らの判断で避難を希望する方を受け入れる施設について、コミュニティセンターと体育会館を自主避難所と定め、その中から気象の状況や風水害の規模により、開設する施設を決定する。

また危機管理課は、自主避難所を運営する職員をあらかじめ定め、研修を実施するなど必要な準備を行う。

第3節 浸水想定区域等における警戒・避難体制の整備

1 浸水想定区域等の把握・周知

本市及び関係機関は、大雨や高潮による浸水が予測される地域における浸水情報の伝達、円滑かつ迅速な避難体制の確立を図るために必要な事項を次により定める。

(1) 浸水想定区域の指定等

県は、水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、**想定最大規模降雨**により、本市域の二級河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、**洪水浸水想定区域図**を公表する。

また県は、水防法第14条の3に基づき、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、**想定し得る最大規模の高潮**により、本市域の海岸について氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を指定し、**高潮浸水想定区域図**を公表する。

上下水道局は、水防法第14条に基づき、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、**想定最大規模降雨**により、本市域の公共下水道施設が雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を、**雨水出水浸水想定区域**として指定する。

(2) ハザードマップの作成

危機管理課は、県作成の**洪水浸水想定区域図**に基づき、平作川、鷹取川及び竹川・松越川の**洪水浸水想定区域**における水位情報の伝達方法、風水害時避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた**洪水ハザードマップ**を作成・公表する。

また、県作成の**高潮浸水想定区域図**に基づき、東京湾沿岸及び相模灘沿岸の高潮洪水浸水想定区域における水位情報の伝達方法、風水害時避難所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた**高潮ハザードマップ**を作成・公表する。

上下水道局は、下水道の雨水排水能力を超える降雨により、雨を河川等の公共の水域に放流できない場合に発生する浸水の予想区域、浸水に対する事前の備え、避難所などの情報を示した**内水ハザードマップ**を作成・公表する。

3 避難所運営及び自主避難者受け入れ体制の整備

市長室は、風水害時避難所の開設時の運営や自主避難を希望する住民があった場合に備えての受け入れ方法、各地域の町内会館への連絡方法などの体制を整備する。

第3節 浸水想定区域等における警戒・避難体制の整備

1 浸水想定区域等の把握・周知

本市及び関係機関は、大雨や高潮による浸水が予測される地域における浸水情報の伝達、円滑かつ迅速な避難体制の確立を図るために必要な事項を次により定める。

(1) 浸水想定区域の指定

県は、水防法第14条及び第15条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、**河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨**により、本市域の二級河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、**浸水想定区域図**を公表する。

(2) 浸水想定区域の周知等

市長室は、県作成の**浸水想定区域図**に基づき、平作川及び竹川の**浸水想定区域**における水位情報の伝達方法、風水害時避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた**洪水ハザードマップ**を作成・公表する。

第2部 災害予防計画

改訂素案

2 情報の伝達

危機管理課は関係部局と連携し、浸水想定区域における情報の伝達体制を次のとおり整備する。

項目	概要
SNS	市公式ツイッター、LINEにより配信
テレビのデータ放送	防災行政無線の放送内容をテレビの文字情報により案内

第5節 地下街や要配慮者利用施設等に対する情報伝達体制の整備

1 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等及びの範囲

水防法に規定する地下街等及び大規模工場等の範囲、また、水防法及び土砂災害防止法に規定する、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの（以下、要配慮者利用施設）の範囲は、次のとおりとする。

項目	概要
地下街等の範囲 ※1	地下街、地下鉄駅、地下駐車場等
大規模工場等の範囲 ※1	延べ面積が1万㎡以上で所有者又は管理者から申出があったもの
要配慮者利用施設の範囲	○社会福祉施設（老人福祉施設、身体障害者施設、児童福祉施設、保護施設、母子福祉施設、その他これらに類する施設）※2 ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学 ○病院、診療所（有床に限る）、助産所（有床に限る）

※1 令和3年度において浸水区域内における地下街等及び大規模工場等の該当施設なし

※2 土砂災害警戒区域、洪水及び高潮浸水想定区域内にあるその他これらに類する施設は、別紙「地域防災計画に定める要配慮者利用施設の名称及び所在地」とおり。【別紙は、令和4年3月に完成予定】

第2部 災害予防計画

現行

2 情報の伝達

市長室は関係部局と連携し、浸水想定区域や受益地域以外における情報の伝達体制を次のとおり整備する。

項目	概要
新設	
新設	

第5節 地下街や要配慮者利用施設等に対する情報伝達体制の整備

1 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等及びの範囲

水防法に規定する地下街等及び大規模工場等の範囲、また、水防法及び土砂災害防止法に規定する、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの（以下、要配慮者利用施設）の範囲は次のとおり。

項目	概要
地下街等の範囲 ※	地下街、地下鉄駅、地下駐車場等
大規模工場等の範囲 ※	延べ面積が1万㎡以上で所有者又は管理者から申出があったもの
要配慮者利用施設の範囲	○社会福祉施設（老人福祉施設、身体障害者施設、児童福祉施設、保護施設、母子福祉施設、その他これらに類する施設） ○幼稚園、ろう学校、盲学校、養護学校 ○病院、診療所、助産所（有床に限る）

※ 平成29年度において浸水区域内における地下街等及び大規模工場等の該当施設なし

第2部 災害予防計画

改訂素案

2 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設への情報伝達

危機管理課は、水防法第 15 条に規定する洪水予報等を伝達しなければならない浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、「緊急通信 F A X」等を用いて避難情報や水位情報などの情報伝達する体制を整備する。

項目	概要
伝達内容	<ul style="list-style-type: none">○平作川、鷹取川、竹川・松越川における避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報○東京湾沿岸、相模灘沿岸における高潮特別警戒水位到達情報○避難指示及び緊急安全確保○その他、浸水対策上、有効な情報

第2部 災害予防計画

現 行

2 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設への情報伝達

市長室は、水防法第 15 条に規定する洪水予報等を伝達しなければならない浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、「緊急通信 FAX」等を用いて避難情報や水位情報などの情報伝達する体制を整備する。

項目	概要
伝達内容	<ul style="list-style-type: none">○平作川における避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）○その他、浸水対策上、有効な情報

第2部 災害予防計画

改訂素案

(3) 災害対策本部

大規模な風水害による被害が発生した場合や発生のおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、「横須賀市災害対策本部」（以下、災害対策本部）を設置し、本市域における総合的な災害応急対策等を推進する。

2 配備指令の発令基準等

各部局対応、災害警戒本部及び災害対策本部は、次の配備指令発令基準に該当する事象が発表または発生した場合に事態の推移に合わせて設置・配備する。

設置区分	配備指令種別	配備指令発令基準	配備部局
各部局対応	部局配備	大雪注意報又は大雨、洪水、高潮、暴風の警報のいずれかが発表されたとき	関係部局
災害警戒本部	警戒配備	○大雨、洪水、高潮、暴風等により市内で災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき ○大雪、暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき ○台風接近により災害発生のおそれがあるとき ○富士山に対する噴火警報が発表されたとき（※）	全部局（※）
災害対策本部	1号配備	○風水害、火山噴火による被害が多発または継続したとき、又はそのおそれがあるとき ○本市に特別警報（火山噴火を除く）、または神奈川県東部に「顕著な大雨に関する情報」が発表されたとき。ただし、特別警報等が発表された段階において、2号配備または3号配備に該当する被害が生じている場合は、その状況に応じた配備体制とする	全部局
	2号配備	○台風、集中豪雨等により市域の複数力所で甚大な被害が発生し市域に被害が拡大したとき、又はそのおそれがあるとき ○災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	
災害対策本部	3号配備	台風、集中豪雨等により市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局

※ 富士山に対する噴火警報の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第2部 災害予防計画

現行

(3) 災害対策本部

大規模な風水害による被害が発生した場合や発生のおそれがある場合は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、「横須賀市災害対策本部」（以下、災害対策本部）を設置し、本市域における総合的な災害応急対策等を推進する。

2 配備指令の発令基準等

各部局対応、災害警戒本部及び災害対策本部は、次の配備指令発令基準に該当する事象が発表または発生した場合に事態の推移に合わせて設置・配備する。

設置区分	配備指令種別	配備指令発令基準	配備部局
各部局対応	部局配備	大雪注意報又は大雨、洪水、暴風の警報のいずれかが発表されたとき	関係部局
災害警戒本部	警戒配備	○大雨、洪水、暴風の警報のいずれかが発表され、かつ市内で災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき ○大雪、暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき ○台風接近により災害発生のおそれがあるとき ○富士山に対する噴火警報が発表されたとき（※）	全部局（※）
災害対策本部	1号配備	○風水害、火山噴火による被害が多発または継続したとき、又はそのおそれがあるとき ○本市に特別警報（火山噴火を除く）が発表されたとき。ただし、特別警報が発表された段階において、2号配備または3号配備に該当する被害が生じている場合は、その状況に応じた配備体制とする	全部局
	2号配備	○台風、集中豪雨等により市域の複数力所で甚大な被害が発生し市域に被害が拡大したとき、又はそのおそれがあるとき ○災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	
災害対策本部	3号配備	台風、集中豪雨等により市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局

※ 富士山に対する噴火警報の内容によっては、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第6章 災害に強い人づくり・地域づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

2 市民への防災知識の普及

本市及び防災関係機関は、市民等を対象に下表による防災知識の普及・啓発や、「地震災害対策計画編第2部第10章第2節 自助のための防災力の向上」及び「第3節 防災訓練等の実施」に示す非常用備蓄品及び持ち出し品の周知や、訓練を行い、自助のための防災力の向上を図る。

なお、普及・啓発に際しては、要配慮者（外国人を含む。）への防災知識の普及について十分に配慮する。

普及方法（例）	普及事項
自主防災組織等に 対する防災講話	○自主防災活動の重要性 ○気象や風水害に関する知識と日頃の備え
防災マップ、防災パンフレット 等の作成・配布	○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策 ○自宅における安全確保の方法 ○風水害時における避難の判断方法 ○風水害時避難所の役割
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	○応急救護、救出救助、安否情報の確認の方法 ○大雪時の外出自粛や自宅周囲の除雪等、住民自らの雪への対応
広報紙の活用	○災害教訓の伝承
SNS（市公式ツイッター、 LINE）の活用	○その他必要な事項

第2節 災害ボランティア活動の環境整備

風水害後の家屋内の清掃や住宅周辺の清掃、廃棄物の運び出しなど被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応し、生活の安定と再建を進めるには、ボランティアの協力が不可欠である。

そのため、災害発生時に被災者を支援するボランティアの活動が円滑に行えるよう、「地震災害対策計画編第2部第10章第4節 災害ボランティア活動の環境整備」に基づき、関係団体と連携した環境整備や被害状況に応じたボランティアの受入体制を整備する。

第6章 災害に強い人づくり・地域づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

2 市民への防災知識の普及

本市及び防災関係機関は、市民等を対象に下表による防災知識の普及・啓発や、地震災害対策計画編第2部第10章第2節及び第3節に示す非常用備蓄品及び持ち出し品の周知や、訓練を行い、自助のための防災力の向上を図る。

なお、普及・啓発に際しては、要配慮者（外国人を含む。）への防災知識の普及について十分に配慮する。

普及方法（例）	普及事項
自主防災組織等に 対する防災講話	○気象や風水害に関する知識 ○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策
防災マップ等の作成・配布	○風水害に対する日頃の備え
防災パンフレットなどの 作成・配布	○自宅における安全確保の方法 ○自主防災活動の重要性
広報紙の活用	○風水害時における避難の判断方法 ○風水害時避難所の役割
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	○応急救護、救出救助の方法 ○安否情報の確認方法
防災講演会の開催	○大雪時の外出自粛や自宅周囲の除雪等、住民自らの雪への対応 ○その他必要な事項

第2節 災害ボランティア活動の環境整備

風水害後の家屋内の清掃や住宅周辺の清掃、廃棄物の運び出しなど被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応し、生活の安定と再建を進めるには、ボランティアの協力が不可欠である。

そのため、災害発生時に被災者を支援するボランティアの活動が円滑に行えるよう、地震災害対策計画編第2部第10章第4節に基づき、関係団体と連携した環境整備やボランティアの受入体制を整備する。

第4節 要配慮者対策の推進

1 要配慮者対策の推進

関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう、「地震災害対策計画編第2部第11章第3節 要配慮者対策の推進」に示す横須賀市災害時要援護者支援プランを運用するなど、風水害の特性を踏まえた要配慮者対策を推進する。

なお、自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設などの要配慮者利用施設管理者は、次のとおり防災対策を実施する。

項目	基本方針
備蓄等の推進	ライフライン等の停止の際にも、施設利用者の生活維持ができるよう、非常発電設備や非常用給水設備の整備、非常用食料、医薬品や感染症対策品の備蓄に努める。
防災教育、防災訓練の充実	職員の風水害対応に関する知識や対応能力の向上を図るとともに、利用者の状況に応じた防災訓練を行う。
施設入居者への防災知識の普及	施設の利用者に対して、管理者から災害時における対応を平素から周知徹底する。
防災計画の策定	風水害時においては施設の立地条件等が大きく影響するので、ハザードマップ等を参考に土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害リスクを把握し、職員の任務分担、動員計画、避難方法等を定めた実効性のある防災計画を作成する。

2 避難確保計画の作成

(1) 避難確保計画の作成

別紙「地域防災計画に定める要配慮者利用施設の名称及び所在地」に定める、土砂災害警戒区域、洪水及び高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第1項又は土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、次に掲げる内容を定めた避難確保計画を作成する。

- ア 洪水時等又は土砂災害時の防災体制に関する事項
- イ 利用者の洪水時等又は土砂災害時の避難誘導に関する事項
- ウ 洪水時等又は土砂災害時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- エ 洪水時等又は土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- オ 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項
- カ その他利用者の洪水時等又は土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第4節 避難行動要支援者対策の推進

1 避難行動要支援者対策の推進

関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう、地震災害対策計画編第2部第11章第3節に準じ、風水害の特性を踏まえた避難行動要支援者対策を推進する。

なお、自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設の施設管理者は、次のとおり防災対策を実施する。

項目	基本方針
備蓄等の推進	ライフライン等の停止の際にも、施設入所者の生活維持ができるよう、非常発電設備や非常用給水設備の整備、非常用食料や医薬品の備蓄に努める。
防災教育、防災訓練の充実	職員の風水害対応に関する知識や対応能力の向上を図るとともに、入所者の状況に応じた防災訓練を行う。
施設入居者への防災知識の普及	施設の入居者に対して、管理者から災害時における対応を平素から周知徹底する。
防災計画の策定	風水害時においては施設の立地条件等が大きく影響するので、ハザードマップ等を参考に、職員の任務分担、動員計画、避難方法等を定めた実効性のある防災計画を作成する。

2 新設

(2) 避難訓練の実施、報告

別紙に定める要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第5項又は土砂災害防止法第8条の2第5項に基づき、洪水時等又は土砂災害に関する情報等の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を実施し、市長に報告する。

(3) 自衛水防組織の設置

別紙に定める要配慮者利用施設は、水防法第15条第1項に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行うため、自衛水防組織を設置するよう努める。

3 避難確保計画の作成等に係る支援・点検体制

国、県、市は、協力・連携し、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月 国土交通省 厚生労働省）」を参考とした避難確保計画の作成支援・点検等の体制を構築する。

【参考】点検の際の役割分担の考え方

非常災害対策計画の点検に際しては、民生主管部局等が施設の運営等に関する事項について、防災担当部局が避難先等に関する事項について次の例のように分担して点検する等により、効果的・効率的に進める。

計画に記載される事項	民生主管部局等	防災担当部局
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	○（施設内の体制）	○（防災情報）
(イ) 避難誘導	○（利用者の誘導方法）	○（避難先、避難路）
(ウ) 避難施設	○	
(エ) 教育・訓練		○
(オ) 自衛水防組織	○（組織）	○（業務内容）

出典 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における 避難計画点検マニュアル（平成29年6月 国土交通省 厚生労働省）」

第6節 男女共同参画の推進と多様な性の尊重

関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、男女共同参画の視点を意識した策定に努める。

その際は、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。

また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施するものとする。

3 新設

第6節 男女共同参画の推進

関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、男女共同参画の視点を意識した策定に努める。

また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施するものとする。

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

第1章 災害応急対策の基本方針

第1節 災害応急対策の概要

1 風水害時における応急期の定義

災害前後の時間経過から、風水害時における応急対策の実施時期を次のとおり定義する。(ただし、被害の程度により数日前後することがある。)

区分	時間の目安	重点事項
警戒期	気象警報等の発表～ 災害対策本部設置	職員の動員、情報収集、自主避難の受け入れ体制、配備指令の検討、水防活動（発生防止）
初動活動期	災害対策設置～ 3日間程度	職員の動員、拠点・避難所の開設、被害情報の収集、 避難指示 、人命救助、水防活動（拡大防止）
応急活動期	4日～10日程度	避難所運営の安定化、インフラ等の復旧
復旧活動期	11日目以降	被災者の生活再建、復興施策の計画及び実行

第2節 災害応急対策活動の方針

風水害については、気象予報や気象警報などを総合的に判断し事前の対策を取ること、今後起こりうる災害の被害を軽減することが可能な場合がある。

一方、災害発生後は、**避難指示・緊急安全確保**の発令及び避難誘導、救出救助など、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先とし常に状況把握を行い、その状況に応じた的確な判断と迅速な行動を行うことで災害応急対策活動のその後の成否が決まる。

併せて、時間経過とともに必要となる避難措置、給水や物資供給、住宅対策など被害状況に応じた応急対策を適切に実施するとともに、被災状況に応じて災害救助法の適用要請を行うことが、後の被災者の生活再建支援及び住民生活の安定化につながる。

そのため、本市、防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民が一丸となり、状況に応じた的確な判断と迅速な行動を取ることとする。

第3部 災害応急対策計画

現行

第1章 災害応急対策の基本方針

第1節 災害応急対策の概要

1 風水害時における応急期の定義

災害前後の時間経過から、風水害時における応急対策の実施時期を次のとおり定義する。(ただし、被害の程度により数日前後することがある。)

区分	時間の目安	重点事項
警戒期	気象警報等の発表～ 災害対策本部設置	職員の動員、情報収集、自主避難の受け入れ体制、配備指令の検討、水防活動（発生防止）
初動活動期	災害対策設置～ 3日間程度	職員の動員、拠点・避難所の開設、被害情報の収集、 避難勧告・指示 、人命救助、水防活動（拡大防止）
応急活動期	4日～10日程度	避難所運営の安定化、インフラ等の復旧
復旧活動期	11日目以降	被災者の生活再建、復興施策の計画及び実行

第2節 災害応急対策活動の方針

風水害については、気象予報や気象警報などを総合的に判断し事前の対策を取ること、今後起こりうる災害の被害を軽減することが可能な場合がある。

一方、災害発生後は、**避難勧告・指示**の発令及び避難誘導、救出救助など、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先とし常に状況把握を行い、その状況に応じた的確な判断と迅速な行動を行うことで災害応急対策活動のその後の成否が決まる。

併せて、時間経過とともに必要となる避難措置、給水や物資供給、住宅対策など被害状況に応じた応急対策を適切に実施するとともに、被災状況に応じて災害救助法の適用要請を行うことが、後の被災者の生活再建支援及び住民生活の安定化につながる。

そのため、本市、防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民が一丸となり、状況に応じた的確な判断と迅速な行動を取ることとする。

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

第2章 災害対応組織の設置

第1節 風水害発生時の配備指令の発令

本市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。

配備指令は、「部局配備」、「警戒配備」、「災害対策本部1号配備」、「災害対策本部2号配備」、「災害対策本部3号配備」に区分され、各対策部(部局)はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
各部局対応	部局配備	大雪注意報又は大雨、洪水、暴風、高潮の警報のいずれかが発表されたとき	関係部局
災害警戒本部	警戒配備	○大雨、洪水、暴風、高潮等により市内で災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき ○大雪、暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき ○台風接近により災害発生のおそれがあるとき ○富士山に対する噴火警報が発表されたとき(※)	全部局(※)
災害対策本部	1号配備	○風水害、火山噴火による被害が多発または継続したとき、又はそのおそれがあるとき ○本市に特別警報(火山噴火を除く)、または神奈川県東部に「顕著な大雨に関する情報」が発表されたとき ただし、特別警報等が発表された段階において、2号配備または3号配備に該当する被害が生じている場合は、その状況に応じた配備体制とする	全部局
	2号配備	○台風、集中豪雨等により市域の複数箇所で大規模な被害が発生し市域に被害が拡大したとき、又はそのおそれがあるとき ○災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	
災害対策本部	3号配備	台風、集中豪雨等により市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局

※ 富士山に対する噴火警報内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第3部 災害応急対策計画

現行

第2章 災害対応組織の設置

第1節 風水害発生時の配備指令の発令

本市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。

配備指令は、「部局配備」、「警戒配備」、「災害対策本部1号配備」、「災害対策本部2号配備」、「災害対策本部3号配備」に区分され、各対策部(部局)はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
各部局対応	部局配備	大雪注意報又は大雨、洪水、暴風、高潮の警報のいずれかが発表されたとき	関係部局
災害警戒本部	警戒配備	○大雨、洪水、暴風、高潮の警報のいずれかが発表され、かつ市内で災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき ○大雪、暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき ○台風接近により災害発生のおそれがあるとき ○富士山に対する噴火警報が発表されたとき(※)	全部局(※)
災害対策本部	1号配備	○風水害、火山噴火による被害が多発または継続したとき、又はそのおそれがあるとき ○本市に特別警報(火山噴火を除く)が発表されたとき ただし、特別警報が発表された段階において、2号配備または3号配備に該当する被害が生じている場合は、その状況に応じた配備体制とする	全部局
	2号配備	○台風、集中豪雨等により市域の複数箇所で大規模な被害が発生し市域に被害が拡大したとき、又はそのおそれがあるとき ○災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	
災害対策本部	3号配備	台風、集中豪雨等により市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局

※ 富士山に対する噴火警報内容によっては、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

第2節 災害警戒本部等の設置・運営

3 災害警戒本部の組織と運営

(3) 災害警戒本部運営の基本方針

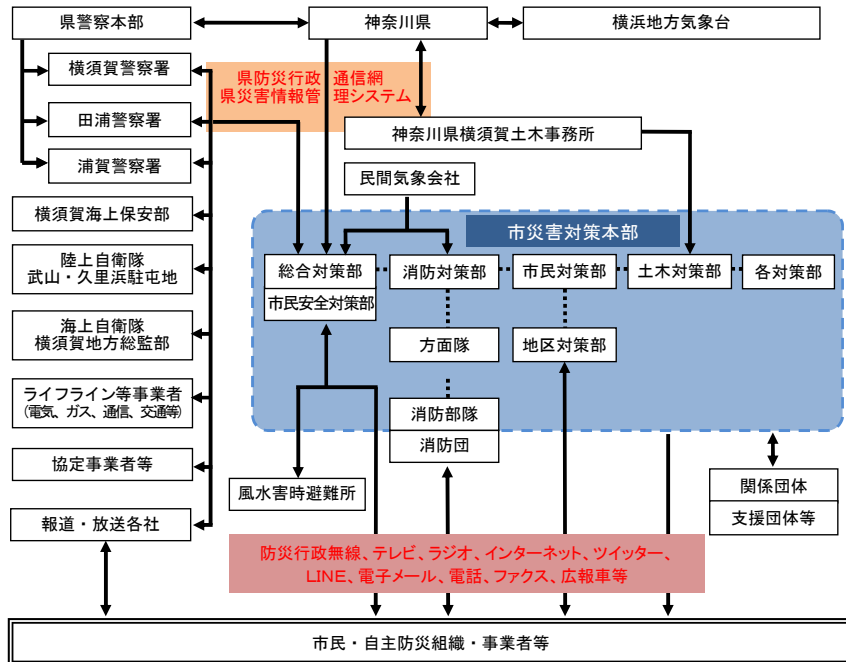
運営事項	概要
被害情報の共有	危機管理課は、被害状況や風水害に関する情報などをとりまとめ、警戒本部会議で報告する。

第4章 情報の収集と伝達

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統

風水害時における情報の受伝達系統の概要は次のとおり示す。



第3部 災害応急対策計画

現行

第2節 災害警戒本部等の設置・運営

3 災害警戒本部の組織と運営

(3) 災害警戒本部運営の基本方針

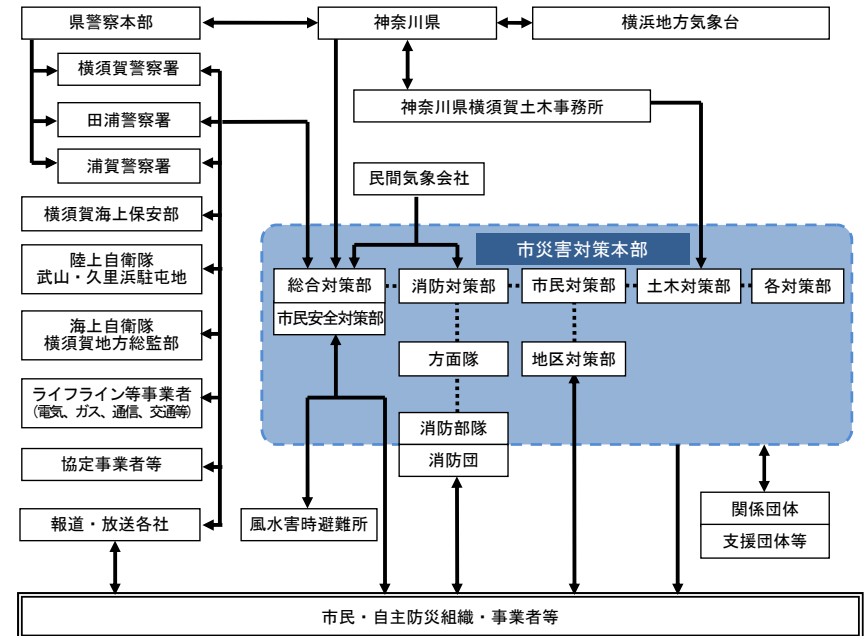
運営事項	概要
被害情報の共有	市長室は、被害状況や地震に関する情報などをとりまとめ、警戒本部会議で報告する。

第4章 情報の収集と伝達

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統

風水害時における情報の受伝達系統の概要は次のとおり。



第5章 避難対策

第2節 避難情報の発令

1 避難情報の3類型

災害の危険が迫っている場合に出される避難情報の種別と住民のとりべき行動等は次のとおりである。

避難情報等	住民がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●住民がとるべき行動：<u>命の危険 直ちに安全確保！</u> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民がとるべき行動：<u>危険な場所から全員避難</u> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

第5章 避難対策

第2節 避難情報の発令

1 避難情報の3類型

災害の危険が迫っている場合に出される避難情報の種別と住民・行政のとりべき行動は次のとおり。

種別	状 況	行政の行動	住民の行動
避難準備・高齢者等避難開始	災害による人的被害の発生のおそれがある状況	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域への避難準備情報の伝達 ○自主避難者の受入体制の準備 ○災害の発生のおそれがある地域への巡視の開始 	<p>自助</p> <p>時間帯、家族構成、地域の特性、住居の状況などすべての要素を考慮して、自主的な避難や住居内の安全な場所（2階等）への移動など、身の安全の確保</p>
			<p>共助</p> <p>○地域における避難行動要支援者への避難支援行動の開始</p> <p>○その他、自主避難に備えた町内会館の開館など、地域での災害への備えの実施</p>

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

避難情報等	住民等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●住民がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●住民がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●住民がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2 高齢者等避難の発令

高齢者等避難は、住民に災害への備えを促すものであることを踏まえ、市内全域に発令するものとする。

また、高齢者等避難は、住民が自主的にかつ早期に身の安全を確保する行動をとることを呼びかけるものであることから、時間帯や気象状況等を考慮し、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種別	概要
高齢者等避難 発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○横須賀市に大雨警報が発表され、かつ1時間雨量50mm以上の降雨が観測された場合 ○台風等の上陸接近が予想される場合 ○その他、今後の気象状況等により災害発生のおそれがある場合

第3部 災害応急対策計画

現行

種別	状況	行政の行動	住民の行動
避難 勧告	災害による人的被害の発生 の危険性が高 まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ○対象区域及び世帯への避難勧告の伝達 ○避難対象区域及び災害種別に適した避難所の開設 ○避難に危険が伴う地域などでの避難誘導 ○住民等から異常通報があった地域や危険区域への巡視強化 	<ul style="list-style-type: none"> 自助 避難が必要な住民は、避難所等に避難を開始
			<ul style="list-style-type: none"> 共助 隣近所への声かけなど、避難が円滑に行われるよう、行政が行う避難誘導等に協力
避難 指示 (緊急)	災害による被害の危険が切迫しており、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況	<ul style="list-style-type: none"> ○対象区域及び世帯に対する避難指示の伝達 ○対象区域及び災害種別に適した避難所の開設 ○避難に危険が伴う地域などでの避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等へ直ちに避難 ○避難中の場合は、直ちに避難を完了 ○避難するいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

2 避難準備・高齢者等避難開始の発令

避難準備・高齢者等避難開始は、住民に災害への備えを促すものであることを踏まえ、市内全域に発令するものとする。

また、避難準備・高齢者等避難開始は、住民が自主的にかつ早期に身の安全を確保する行動をとることを呼びかけるものであることから、時間帯や気象状況等を考慮し、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種別	概要
避難準備・高齢者 等避難開始 発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○県と横浜地方気象台が共同で横須賀市に土砂災害警戒情報を発表した場合 ○横須賀市に大雨警報が発表され、かつ1時間雨量50mm以上の降雨が観測された場合 ○台風等の上陸接近が予想される場合 ○その他、今後の気象状況等により災害発生のおそれがある場合

3 避難指示の発令

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により**避難指示**を発令する。なお、避難路、避難経路については、原則市からの情報提供や市職員の誘導などによる。

(1) 災害種別に応じた発令基準

避難指示は、災害の危険度や切迫性の高まった状況で発令されるものであるため、水位や雨量などの指標や土砂災害の前兆現象など、風水害における災害種別に応じた具体的な発令基準を次のとおり定める。

a. 土砂災害

避難すべき区域としては、土砂災害警戒区域等ごとに、必要に応じて避難すべき区域を判断するものとする。

また、土砂災害警戒区域外において土砂災害による被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

なお、**避難指示**は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種別	概要
避難指示 発令基準	土砂災害警戒情報が横須賀市に発表され、かつ次のいずれかの条件が あてはまる場合 ○ 神奈川県土砂災害警戒情報システムで「避難開始の目安(うす紫)」 となった場合。 ○土砂災害の危険が予測される箇所の巡視において、前兆現象(斜面 の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生)が確認さ れた場合 ○同区域内で、住民から小規模のがけ崩れの通報が複数あった場合 ○土砂災害防止法に基づき、国や県から土砂災害が急迫している区域 や時期に関する土砂災害緊急情報が提供された場合 ○近隣で土砂災害による人的被害もしくは住家の半壊以上の被害が 発生した場合 ○近隣で土砂移動現象、切迫度の高い前兆現象(山鳴り、流木の流出、 斜面崩壊、沢水の水位低下等)が確認された場合

3 避難の勧告及び避難指示(緊急)

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により**避難の勧告及び避難指示(緊急)**を発令する。なお、避難路、避難経路については、原則市からの情報提供や市職員の誘導などによる。

(1) 災害種別に応じた発令基準

避難勧告及び避難指示(緊急)は、災害の危険度や切迫性の高まった状況で発令されるものであるため、水位や雨量などの指標や土砂災害の前兆現象など、風水害における災害種別に応じた具体的な発令基準を次のとおり定める。

a. 土砂災害

避難すべき区域としては、土砂災害警戒区域等ごとに、必要に応じて、避難すべき区域を判断するものとする。

なお、**避難勧告及び避難指示(緊急)**は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種別	概要
避難勧告 発令基準	土砂災害警戒情報が横須賀市に発表され、かつ次のいずれかの 条件があてはまる場合 ○土砂災害 危険 箇所の巡視において、前兆現象(斜面の亀裂、 斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生)が確認され た場合 ○同区域内で、住民から小規模のがけ崩れの通報が複数あった 場合 ○土砂災害防止法に基づき、国や県から土砂災害が急迫してい る区域や時期に関する土砂災害緊急情報が提供された場合
避難指示(緊急) 発令基準	○近隣で土砂災害による人的被害もしくは住家の半壊以上の被 害が発生した場合 ○近隣で土砂移動現象、切迫度の高い前兆現象(山鳴り、流木 の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等)が確認された場合

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

b. 河川洪水

対象河川は、市内を流れる二級河川のうち、住家への浸水が想定されている平作川、**鷹取川**、及び竹川・**松越川**とし、避難すべき区域としては、**洪水**浸水想定区域図により、浸水が予想されている範囲内とする。

また、浸水想定区域外やその他の河川において洪水による浸水が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

なお、**避難指示**は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種別	概要
避難指示 発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合 ○1時間雨量が60mmを超え、かつ2時間降雨予測が120mmを超える場合 ○内水氾濫により、30cm以上の浸水が発生し、気象状況等により、浸水深が継続または増加することが見込まれる場合 ○今後の潮汐や気象状況により、河川洪水のおそれが明確にある場合 ○今後の潮汐や気象状況により、河川洪水の危険性が非常に高い場合 ○河川洪水が発生した場合

c. 内水氾濫

避難すべき区域としては、内水氾濫による浸水想定区域のうち、浸水深が50cmを超えると予想されている範囲内とする。

また、浸水想定区域外やその他の地域において内水氾濫による浸水が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

なお、**避難指示**は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種別	概要
避難指示 発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○1時間雨量が60mmを超え、かつ2時間降雨予測が120mmを超える場合 ○30cm以上の浸水が発生し、気象状況等により、浸水深が継続または増加することが見込まれる場合 ○今後の潮汐、河川水位や気象状況により、50cm以上の浸水が発生することが見込まれる場合 ○家屋の床上浸水が発生し、浸水による人的被害の危険性が非常に高い場合

第3部 災害応急対策計画

現行

b. 河川洪水

対象河川は、市内を流れる二級河川のうち、住家への浸水が想定されている平作川及び竹川とし、避難すべき区域としては、**河川**浸水想定区域図により、浸水が予想されている範囲内とする。

また、浸水想定区域外やその他の河川において洪水による浸水が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

なお、**避難勧告及び避難指示(緊急)**は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種別	概要
避難勧告発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合 ※ ○1時間雨量が60mmを超え、かつ2時間降雨予測が120mmを超える場合 ○内水氾濫により、30cm以上の浸水が発生し、気象状況等により、浸水深が継続または増加することが見込まれる場合 ○今後の潮汐や気象状況により、河川洪水のおそれが明確にある場合
避難指示(緊急) 発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の潮汐や気象状況により、河川洪水の危険性が非常に高い場合 ○河川洪水が発生した場合

c. 内水氾濫

避難すべき区域としては、内水氾濫による浸水想定区域のうち、浸水深が50cmを超えると予想されている範囲内とする。

また、浸水想定区域外やその他の地域において内水氾濫による浸水が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

なお、**避難勧告及び避難指示(緊急)**は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種別	概要
避難勧告発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○1時間雨量が60mmを超え、かつ2時間降雨予測が120mmを超える場合 ○30cm以上の浸水が発生し、気象状況等により、浸水深が継続または増加することが見込まれる場合 ○今後の潮汐、河川水位や気象状況により、50cm以上の浸水が発生することが見込まれる場合
避難指示(緊急) 発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○家屋の床上浸水が発生し、浸水による人的被害の危険性が非常に高い場合

d. 高潮災害

避難すべき区域としては、高潮浸水想定区域図により、浸水が予想されている範囲内を対象とするほか、過去に高潮による越波や浸水が発生した地域については、その時の風向・風速や潮位により個別に判断する。

なお、避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種別	概要
避難指示 発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○高潮警報が発表された場合 ○海岸に係る水防警報が発令された場合 ○風向・風速などから、越波・越流の危険性が非常に高いと判断される場合 ○高潮により人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される場合 ○海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがある場合 ○異常な越波・越流が発生する場合

d. 高潮災害

避難すべき区域としては、海岸に係る重要水防区域及び津波浸水想定区域（河道周辺に係る区域を除く。）の範囲内を対象とするほか、過去に高潮による越波や浸水が発生した地域については、その時の風向・風速や潮位により個別に判断する。

なお、避難勧告及び避難指示(緊急)は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種別	概要
避難勧告発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○高潮警報が発表された場合 ○海岸に係る水防警報が発令された場合 ○風向・風速などから、越波・越流の危険性が非常に高いと判断される場合
避難指示(緊急) 発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○高潮により人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される場合 ○海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがある場合 ○異常な越波・越流が発生する場合

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

(2) 実施者

市長は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認めるとき、危険地域の住民に対して避難を指示する。(災害対策基本法第60条)

また、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき、危険地域の住民に対し、緊急安全確保措置を指示する。(災害対策基本法第60条第3項)

なお、市長不在時等の代行者については、下表によるものとする。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理人	危険の切迫により市長の判断を仰ぐいとまがない場合や市長が不在の場合には、副市長等の職務代理人（副市長又は 市民部長 ）が市長の権限を代行し実施する。 なお、実施後直ちにその旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が 避難指示・緊急安全確保 の措置を実施できない場合には、知事が市長の措置を代行する。知事は代行した旨を公示し、市長に通知する。(災害対策基本法第60条第6項)
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、市長等が 避難指示・緊急安全確保の措置 を行ういとまがないとき、または市長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して 避難指示・緊急安全確保の措置 を行う。 なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、直ちに当該地域の住民に対して 避難指示・緊急安全確保の措置 を行う。 なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。(自衛隊法第94条)

第3部 災害応急対策計画

現 行

(2) 実施者

市長は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、危険地域の住民に対して避難を勧告または指示する。(災害対策基本法第60条)

なお、市長不在時等の代行者については、下表によるものとする。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理人	危険の切迫により市長の判断を仰ぐいとまがない場合や市長が不在の場合には、副市長等の職務代理人（副市長又は 市長室長 ）が市長の権限を代行し実施する。 なお、実施後直ちにその旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が 避難勧告・指示 の措置を実施できない場合には、知事が市長の措置を代行する。知事は代行した旨を公示し、市長に通知する。(災害対策基本法第60条第5項)
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、市長等が 避難の指示 を行ういとまがないとき、または市長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して 避難の指示 を行う。 なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、直ちに当該地域の住民に対して 避難の指示 を行う。 なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。(自衛隊法第94条)

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

(3) 避難情報の伝達

実施者は、**避難指示・緊急安全確保の措置**を実施する際には、次の事項を住民等の対象者に伝達する。

なお、総合対策部は、避難情報が対象者への確に伝達されるよう関係部局及び関係機関と綿密な連携を行う。

項目	概要
避難情報の伝達事項	○実施責任者 ○避難事由(危険の状況)及び避難すべき対象区域 ○避難先(市長が必要と認めるとき) ○避難経路 ○注意事項(服装、携行品、火気の始末、プレーカーの遮断等)
関係機関等への連絡	避難指示・緊急安全確保の措置 を発令する場合は、警察、海上保安部、自衛隊など必要な関係機関及び関係対策部にその内容を連絡する。

(4) 県知事への報告

市長は、**避難指示・緊急安全確保の措置**を発令したとき、もしくは警察官、海上保安官や自衛官が避難指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県災害情報管理システムもしくは県防災行政通信網FAX等により県知事へ報告する。

項目	概要
県知事への報告事項	○ 避難指示・緊急安全確保の措置 の発令者 ○発令日時 ○発令の理由 ○避難対象区域、避難対象世帯数及び人員数 ○避難先の名称及び所在地

(5) 避難指示・緊急安全確保の措置の解除

市長は、避難の必要がなくなったと認めるときは、**避難指示・緊急安全確保の措置**を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

4 警戒区域の設定

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

第3部 災害応急対策計画

現行

(3) 避難情報の伝達

実施者は、**避難勧告・指示**の実施の際には、次の事項を住民等の対象者に伝達する。
なお、総合対策部は、避難情報が対象者への確に伝達されるよう関係部局及び関係機関と綿密な連携を行う。

項目	概要
避難情報の伝達事項	○実施責任者 ○避難事由(危険の状況)及び避難すべき対象区域 ○避難先(本部長(市長)が必要と認めるとき) ○避難経路 ○注意事項(服装、携行品、火気の始末、プレーカーの遮断等)
関係機関等への連絡	避難勧告又は避難指示(緊急) を発令する場合は、警察、海上保安部、自衛隊など必要な関係機関及び関係対策部にその内容を連絡する。

(4) 県知事への報告

本部長(市長)は、**避難勧告及び避難指示(緊急)**を発令したとき、もしくは警察官、海上保安官や自衛官が避難指示(緊急)を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県災害情報管理システムもしくは県防災行政通信網FAX等により県知事へ報告する。

項目	概要
県知事への報告事項	○ 避難勧告・避難指示(緊急) の発令者 ○発令日時 ○発令の理由 ○避難対象区域、避難対象世帯数及び人員数 ○避難先の名称及び所在地

(5) 避難勧告・避難指示(緊急)の解除

本部長(市長)は、避難の必要がなくなったと認めるときは、**避難勧告及び避難指示(緊急)**を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

4 警戒区域の設定

本部長(市長)等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

(1) 実施者

市長は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止、及び退去を命じる。(災害対策基本法第63条第1項)

なお、市長不在時等の代行者は、下表により事前に定める。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理人	市長の判断を仰ぐいとまがない場合や、市長が不在の場合には、副市長等の職務代理人が市長の権限を代行し実施し、実施後その旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が市長の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、市長に通知する。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、警戒区域の設定を行う市職員等が現場にいないとき、又は市長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、災害対策基本法又は警察官職務執行法に基づき、警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、災害対策基本法又は自衛隊法に基づき警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。

(4) 警戒区域の解除

市長は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなったと認めるときは、警戒区域を解除する。

なお、総合対策部は、警戒区域が解除された場合は直ちに対象区域の住民に伝達する。

第3部 災害応急対策計画

現行

(1) 実施者

本部長(市長)は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止、及び退去を命じる。(災害対策基本法第63条第1項)

なお、本部長(市長)不在時等の代行者は、下表により事前に定める。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理人	本部長(市長)の判断を仰ぐいとまがない場合や、本部長(市長)が不在の場合には、副本部長(副市長)等の職務代理人が本部長(市長)の権限を代行し実施し、実施後その旨を本部長(市長)に報告する。
県知事	災害により本部長(市長)が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が本部長(市長)の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、本部長(市長)に通知する。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、警戒区域の設定を行う市職員等が現場にいないとき、又は本部長(市長)等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、災害対策基本法又は警察官職務執行法に基づき、警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を本部長(市長)等に通知する。
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、災害対策基本法又は自衛隊法に基づき警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を本部長(市長)等に通知する。

(4) 警戒区域の解除

本部長(市長)は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなったと認めるときは、警戒区域を解除する。

なお、総合対策部は、警戒区域が解除された場合は直ちに対象区域の住民に伝達する。

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

第3節 風水害時避難所等の開設・運営

1 自主避難所の開設

自主避難所は風水害の状況に応じて、市内の体育会館やコミュニティセンターを開設する。

2 自主避難所の運営管理

自主避難所の運営にあつては、「地震災害対策計画編第3部第5章第3節 震災時避難所の開設・運営」に定める震災時避難所の運用に準じて実施し、避難所支援班員にあつては、市民安全対策部からの指示により指定された自主避難所にて対応することとする。

3 風水害時避難所の開設

風水害時避難所は被害規模に応じて、次の通り開設する。

区分	概要
局所的に開設する場合	避難指示・緊急安全確保の措置が局所的に発令された場合、市民安全対策部は安全かつ避難住民の居住エリアに近い風水害時避難所を選定し開設する。
全市的に開設する場合	○避難指示・緊急安全確保の措置が市内の広範囲に発令された場合、市民安全対策部は市立小中学校の風水害時避難所を優先的に開設する。 ○町内会館・寺院などで避難所を開設した場合、住民による運営を基本とする。なお、移動による二次被害の影響がない場合には可能な限り前記の避難所へ避難者を集約させる。

第4節 要配慮者の避難対策

要配慮者に対する避難対策は、「地震災害対策計画編第3部第5章第5節 要配慮者の避難対策」に準じて実施する。

第3部 災害応急対策計画

現行

第3節 風水害時避難所の開設・運営

1 新設

2 新設

1 風水害時避難所の開設

風水害避難所の開設にあつては被害規模に応じた次の通りとする。

区分	概要
局所的に開設する場合	避難勧告・避難指示(緊急)が局所的に発令された場合、市民安全対策部は安全かつ避難住民の居住エリアに近い風水害時避難所を選定し開設する。
全市的に開設する場合	○避難勧告・避難指示(緊急)が市内の広範囲に発令された場合、市民安全対策部は市立小中学校の風水害時避難所を優先的に開設する。 ○町内会・寺院などの避難所を開設した場合、住民による運営を基本とする。なお、移動による二次被害の影響がない場合には可能な限り前記の避難所へ避難者を集約させる。

第4節 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者に対する避難対策は、地震災害対策計画編第3部第5章第5節に準じて実施する。

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

第6章 消防・救急対策

第1節 風水害時における活動指針

1 消防活動の実施事項

消防対策部及び消防団は、風水害の災害特性を考慮し、次の項目を基本として消防活動を実施する。

事項	概要
広報活動	避難指示・緊急安全確保の措置が発令された場合には、避難対象地域の住民に対して避難指示・緊急安全確保の措置の内容を伝達する。
避難誘導	避難指示・緊急安全確保の措置が発令された場合には、避難対象地域の住民の避難誘導を実施する。

2 災害活動組織

消防対策部は、台風や集中豪雨等の風水害に対処するための災害活動組織として、次のとおり設置し、本章に定める対策を実施する。

なお、警防本部、方面隊の編成及び任務は、別に定める災害活動組織編成計画により定めるほか、消防部隊を増強し災害活動組織の増強を図る必要がある場合は、非常配備体制を発令する。

第3部 災害応急対策計画

現行

第6章 消防・救急対策

第1節 風水害時における活動指針

1 消防活動の実施事項

消防対策部及び消防団は、風水害の災害特性を考慮し、次の項目を基本として消防活動を実施する。

事項	概要
広報活動	避難勧告、避難指示(緊急)等が発令された場合には、避難対象地域の住民に対して避難勧告、避難指示(緊急)の内容を伝達する。
避難誘導	避難勧告、避難指示(緊急)等が発令された場合には、避難対象地域の住民の避難誘導を実施する。

2 災害活動組織

消防対策部は、台風や集中豪雨等の風水害に対処するための災害活動組織として、次のとおり設置し、本章に定める対策を実施する。

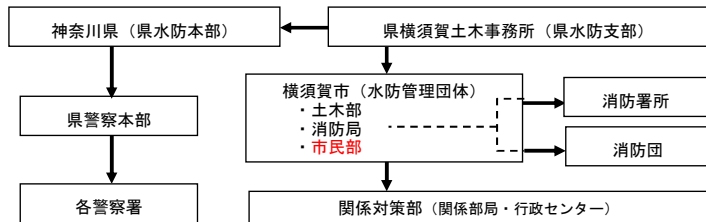
なお、警防本部、方面隊の編成及び任務は、別に定める災害活動組織規程により定めるほか、消防部隊を増強し災害活動組織の増強を図る必要がある場合は、水災特別警戒体制を発令する。

第7章 水防対策

2 水防警報の伝達

県横須賀土木事務所から、県防災行政通信網FAX等により水防警報発表の通知を受けた土木対策部、消防対策部、市民安全対策部は、各対策部間で情報共有を行い、水防活動の調整を行う。

【水防警報の伝達経路】



第2節 警戒監視

1 河川水位・雨量・潮位・波高の監視

関係対策部は、水防活動の判断を行うため、関係機関が提供する気象情報や雨量水位情報、潮位、波高等を活用するとともに、これら機関と緊密に連携し状況監視を行う。

なお、各河川の水位観測所名と監視水位は下表のとおり。

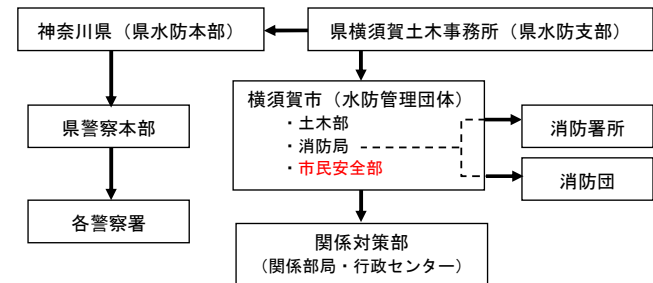
河川名	水位観測所名	水防団待機水位【A】 (通報水位)	氾濫注意水位【B】 (警戒水位)	避難判断水位【C】	氾濫危険水位【D】 (洪水特別警戒水位)
平作川	根岸歩道橋	1.65m	2.50m	2.60m	3.10m
鷹取川	神応橋	1.20m	1.40m	1.55m	1.60m
竹川	大橋	0.50m	1.80m	2.00m	3.00m
松越川	新佐島橋	0.75m	1.45m	1.90m	2.35m

第7章 水防対策

2 水防警報の伝達

県横須賀土木事務所から、県防災行政通信網FAX等により水防警報発表の通知を受けた土木対策部、消防対策部、市民安全対策部は、各対策部間で情報共有を行い、水防活動の調整を行う。

【水防警報の伝達経路】



第2節 警戒監視

1 河川水位・雨量・潮位・波高の監視

関係対策部は、水防活動の判断を行うため、関係機関が提供する気象情報や雨量水位情報、潮位、波高等を活用するとともに、これら機関と緊密に連携し状況監視を行う。

なお、各河川の水位観測地点と監視水位は下表のとおり。

観測地点名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
鷹取川(神応橋)	夏島町	1.20m	1.40m	1.55m	1.60m
平作川(根岸歩道橋)	根岸町4丁目	1.65m	2.50m	2.60m	3.10m
竹川(大橋)	太田和	0.50m	1.80m	2.00m	3.00m

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

また、水防警報を行う海岸の水位観測所名と高潮特別警戒水位等は下表のとおり。

海岸名	水位観測所名	高潮特別警戒水位	区域
横浜港南部	横須賀	T.P. 1.40m	横浜港海岸 根岸湾周辺地区、金沢地区、平潟湾周辺地区、 横須賀港海岸 追浜地区 堀割川、宮川、侍従川、鷹取川
横須賀港北部	横須賀	T.P. 1.70m	横須賀港海岸 追浜地区、深浦地区、長浦地区、本港地区、 新港地区、平成地区、大津・馬堀地区、 走水地区、観音崎地区 鷹取川
横須賀港南部	横須賀	T.P. 1.80m	横須賀港海岸 鴨居地区、浦賀地区、久里浜地区、野比地区 平作川
金田湾	横須賀	T.P. 1.50m	北下浦漁港地区 長沢地区、津久井地区
相模灘東部	油壺	T.P. 1.10m	横須賀三浦海岸 横須賀海岸 竹川・松越川

第3部 災害応急対策計画

現行

表 新設

第3節 水防活動

1 水防信号の伝達

関係対策部は、水防団員（消防団員）の出動、又は住民の立ち退き等を知らせるため、神奈川県水防信号規則の規定に基づき、水防信号の発信を行う。

(1) 削除

(2) 削除

第3節 水防活動

1 水防信号の伝達

関係対策部は、水防団員（消防団員）の出動、又は住民の立ち退き等を知らせるため、神奈川県水防信号規則の規定に基づき、次のとおり水防信号の発信を行う。

(1) 信号の区分

区 分	警 鐘 信 号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

(2) 信号の発信方法

方法 区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止 約15秒 約15秒 約15秒
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止 約6秒 約6秒 約6秒
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止 約5秒 約5秒 約5秒
第4信号	乱 打	約1分 ○ - 休止 ○ 約5秒

- (備考) ① 信号は、適当な時間継続する。
 ② 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
 ③ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

2 防潮扉、陸閘（りっこう）の操作

県土木事務所は、水防警報（指示）を受信した場合や高潮警報が発表された場合など、関係団体の協力のもと、防潮扉及び陸閘の閉鎖を行う。

防潮扉、陸閘の場所は下表のとおりである。

河川名・海岸名	場所名	種別	箇所
平作川	久比里2丁目	陸閘	1箇所
横須賀海岸	長井1丁目	防潮扉	2箇所

第8章 土砂災害対策

第1節 警戒期における対策

2 避難情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合又は土砂災害の発生が予想される場合には、総合対策部は関係対策部と連携し、防災行政無線、防災情報メール等により住民に対し注意・警戒を喚起し、状況に応じて「第3部第5章 避難対策」に基づき避難指示・緊急安全確保の発令、伝達を行う。

なお、各対策部はこれらの情報を必要に応じて所管施設や関係機関、施設利用者等に周知する。

3 住民が行う安全確保行動

住民は、市から大雨警報、土砂災害警戒情報などの伝達があった場合は、それぞれの自宅等の立地条件や世帯の状況等に応じて、2階以上の階やがけから離れた部屋への退避、より安全な親戚・知人宅もしくは町内会館等への自主避難を行う。

なお、各対策部は住民から所管・関連施設への自主避難の希望があった場合は、これらの自らが行う安全確保を支援するために自主避難所を開設するなど、自主避難者受け入れ体制を確保する。

第3部 災害応急対策計画

現行

2 防潮扉、陸閘（りっこう・りっこう）の操作

土木対策部は、水防警報（指示）を受信した場合や高潮警報が発表された場合など、関係団体の協力のもと、防潮扉閉鎖の確認を行う。

また、県土木事務所は、水防上陸閘を閉鎖する必要があると認められる場合は、関係団体と協力のもと、陸閘の閉鎖を行う。

第8章 土砂災害対策

第1節 警戒期における対策

2 避難情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合又は土砂災害の発生が予想される場合には、総合対策部は関係対策部と連携し、防災行政無線、防災情報メール等により住民に対し注意・警戒を喚起し、状況に応じて本計画第3部第5章に基づき避難勧告・避難指示（緊急）の発令、伝達を行う。

なお、各対策部はこれらの情報を必要に応じて所管施設や関係機関、施設利用者等に周知する。

3 住民が行う安全確保行動

住民は、市から大雨警報、土砂災害警戒情報などの伝達があった場合は、それぞれの自宅等の立地条件や世帯の状況等に応じて、2階以上の階やがけから離れた部屋への退避、より安全な親戚・知人宅もしくは町内会館等への自主避難を行う。

なお、各対策部は住民から所管・関連施設への自主避難の希望があった場合は、これらの自らが行う安全確保を支援するため、自主避難者受け入れ体制を確保する。

第4部 復旧・復興計画

改訂素案

第1章 復旧・復興事業の推進

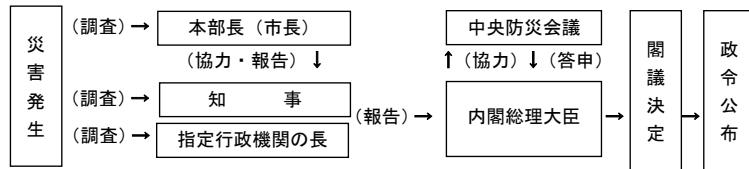
第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害の指定手続き

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚法という。）は、著しい激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化及び罹災者の復興意欲を高めることを目的としたものである。

指定にあたっては、県が施設等の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じるので、財務対策部及び関係対策部は連携を図り、県が行う激甚災害に関する調査などについて協力する。

<激甚災害指定の流れ>



※「激甚災害」には、地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定（本激）」と市町村単位で災害指定を行う「局地激甚災害指定基準による指定（局激）」の2種類がある。

第4部 復旧・復興計画

現行

第1章 復旧・復興事業の推進

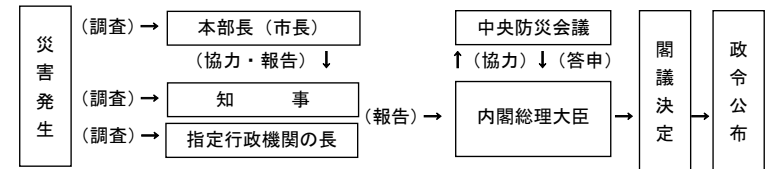
第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害の指定手続き

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚法）は、著しい激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化、及び罹災者の復興意欲を高めることを目的としたものである。

指定にあたっては、県が施設等の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じるので、財務対策部及び関係対策部は連携を図り、県が行う激甚災害に関する調査などについて協力する。

<激甚災害指定の流れ>



(別紙) 地域防災計画に定める要配慮者利用施設の名称及び所在地

※土砂・・・土砂災害警戒区域(急傾斜・土石流・地すべり)
 ※洪水・・・洪水浸水想定区域
 該当する河川・・・平(平作川)、鷹(鷹取川)、竹(竹川・松越川)
 ※高潮・・・高潮浸水想定区域

- 「対象災害」に○が記載されている施設はその災害種別に応じ、以下の事を実施する。
 1. 避難確保計画を作成し、横須賀市へ提出する。
 2. 1に基づいた避難訓練を実施し、横須賀市へ報告する。

令和4年3月現在

番号	施設名称	所在地	対象災害		
			土砂	洪水	高潮
養護老人ホーム					
1	〇〇〇〇	▲▲町1-1-1		○	
2					
介護老人福祉施設					
3					
4	該当施設に関して確認中。 令和4年3月時点の情報を掲載する予定。				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
介護老人保健施設					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
小規模多機能型居宅介護事業所					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
短期入所生活介護事業所					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					

(別紙) 新設